

令和6年第1回大衡村議会定例会会議録 第1号

令和6年3月5日（火曜日） 午前10時開会

出席議員（12名）

1番 山本 信悟	2番 早坂 美華	3番 鈴木 和信
4番 小川 克也	5番 佐野 英俊	6番 赤間しづ江
7番 文屋 裕男	8番 細川 運一	9番 遠藤 昌一
10番 佐々木金彌	11番 石川 敏	12番 高橋 浩之

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

村 長	小川ひろみ	副 村 長	早坂 勝伸
教 育 長	齋藤 浩	代 表 監 査 委 員	和泉 文雄
総 務 課 長	早坂紀美江	企 画 財 政 課 長	残間 文広
住 民 生 活 課 長	佐野 克彦	税 務 課 長	堀籠 淳
健 康 福 祉 課 長	金刺 隆司	産 業 振 興 課 長	渡邊 愛
都 市 建 設 課 長	後藤 広之	学 校 教 育 課 長	森田祐美子
社 会 教 育 課 長	大沼 善昭	指 導 主 事	福田 美穂
会 計 管 理 者	亀谷 明美	子 育 て 支 援 室 長	小川 純子

事務局出席職員氏名

事務局長 堀籠緋沙子 次長 小原 昭子

議事日程（第1号）

令和6年3月5日（火曜日）午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 施政方針

第 4 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程（第1号）に同じ

午前10時00分 開 会

議長（高橋浩之君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しますので、これより令和6年第1回大衡村議会定例会を開会いたします。

これより、諸般の報告を行います。

議長としての報告事項はお手元に配付のとおりです。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（高橋浩之君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、9番、遠藤昌一君、10番佐々木金彌君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議長（高橋浩之君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期は、本日から3月15日までの11日間としたいと思っております。これにご異議ございませんか。

[異議なし多数]

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日より3月15日までの11日間と決定いたしました。

日程第3 施政方針

議長（高橋浩之君） 日程第3、施政方針並びに提案理由の説明を求めます。村長、登壇願います。

村長（小川ひろみ君） 皆様、改めましておはようございます。

本日ここに令和6年第1回大衡村議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には公私ともご多用にもかかわらずご出席を賜り、誠にありがとうございます。

令和6年度一般会計予算をはじめとする提出議案をご審議いただくに当たり、村政運営の考え方と、議案の概要について議員の皆様にご説明をさせていただきたく、なお一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

少々割愛させていただきますことをご了承願います。

初めに、今年1月1日に発生いたしました令和6年能登半島地震により、被害に遭われた方々に対しまして心よりお悔やみとお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈り申し上げます。

村といたしましても、県と連携を図りながら、被災地を支援してまいりますので、議員の皆様のご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

さて、昨年を振り返りますと、10月31日にネット金融大手のSBIホールディングスと世界有数の半導体受託生産メーカーである台湾のPSMCが共同で本村の第二仙台北部中核工業団地の中央平地内に半導体生産工場を建設することが発表され、11月14日に準備会社となるJSMCと、宮城県、大衡村の三者による新工場立地に関する協定を締結しております。

今回の立地決定は、過去に例のないほどの巨額の投資となるもので、このことにより本村はもとより地域経済への波及効果は計り知れないものになります。村といたしましては、大衡未来シリコンバレー構想を目指すためにも、令和6年度中に行政組織機構改革を行い、生活環境、農工業の整備促進に努め、新工場が円滑に操業開始できるよう、県とともに支援してまいります。

当初予算の編制方針。

国は、当面の経済対策として、物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策及びエネルギー・食料品等に関する追加策並びに令和5年度予算の迅速かつ着実な執行に全力を尽くし、物価や経済の動向を踏まえ、今後も機動的に対応していくこととしています。

さらに、令和6年度の地方財政課題に対し、子ども・子育て政策の強化や、地域づくりの推進のほか、社会保障関係費等の増加が見込まれる中での地方の一般財源総額の確保や、地域DXの推進と財政マネジメントの強化といった対応策を示しています。

また、国の景気は、雇用、所得環境が改善する下で各種政策の効果もあり穏やかに回復しているものの、物価高騰等の影響で依然として厳しい状況にあります。

令和6年度の本村当初予算案は、前年度までの大型事業であった学校給食センター整備が完了したことや、上北沢排水処理施設更新工事の計画見直しなどにより、昨年度より1億9,000万円減の計上となりました。

村税は、令和5年度の収入見込を参考に4.8%の増としており、これまでと同様に課税客体の適格な把握に努めるとともに、宮城県地方税滞納整理機構と連携を図りながら徴収技術の向上に努め、滞納税額の縮減に努めてまいります。

地方交付税は、国の予算では1.1%増となっておりますが、令和5年度の収入見込額等を勘案し、前年度同額の6億5,000万円としております。

また、臨時財政対策債は国では昨年引き続き発行を抑制することから、前年度の配分実績等を踏まえ64%減の1,780万円としております。

その結果、令和6年度一般会計当初予算案は総額46億5,000万円で、前年度当初予算と対比いたしますと1億9,000万円の減となる予算を編成したものであります。

次に、各種会計の当初予算案についてであります。

国民健康保険事業勘定特別会計では前年度比2%増の5億6,800万円。介護保険事業勘定特別会計は4.1%減の6億2,500万円。後期高齢者医療特別会計は4.9%増の6,400万円となっております。下水道事業会計は3条予算が3億5,000万円、4条予算が1億9,414万円。水道事業は3条予算が2%増の2億3,808万円、4条予算が65.6%増の3億1,856万円となり、6会計の総額は70億778万円で、前年度予算対比で1億5,607万円増、率にして2.3%増となる予算を編成いたしました。

第6次大衡村総合計画の施策の方針。

1、みんなが快適に暮らし続けられるまちづくり。土地利用について。

村内では、五反田地区など地区計画区域での新規転入者が増加してきたところですが、新たな工場の操業が開始されるなど就業人口の増加が見込まれる一方で、住宅が建築可能な土地が不足しております。新たな住居系の土地利用の確保についても、企業立地の影響による将来的な需要を見据え、またあわせて生活関連施設等の求められる住民ニーズや企業ニーズを的確に把握しながら利便性の高い土地利用が図られるよう、市街化調整区域の有効活用と適正な地区計画の制度の運用に努めてまいります。

市街化整備について。

仙塩広域都市計画では、将来的な人口推計等を見据えた人口フレームや、商業フレームが定められていることから、本村といたしましては五反田地区に新たな地区整備計画区域の拡大を図るとともに、国道4号線拡幅事業により課題となっている沿線地域のコミュニティの維持を踏まえながら新たな町並みを形成できるよう、河原・座府地区を対象とした地区計画の策定を進めてまいります。さらに、将来の大衡村のあるべき姿を見据えた都市計画マスタープランの見直しに着手し、住民の皆様理解しやすい形で将来像をご提示できるよう進めてまいります。

交通体系について。

現在、試験運行しているデマンド型交通は、課題の洗い直しを行いながら、今後も住民の皆様が利用しやすい公共交通体系となるよう充実してまいります。

国道4号4車線化事業につきましては、現在河原交差点以北の工事が進められており、拡幅部に車線を切り替えながら継続的に工事が進められております。今後も用地買収が完了した区間から順次工事が進められる予定とされておりますので、本村といたしましても事業促進が図られるよう、県内国道4号沿線市町村及び立地企業と連携し、早期完成に向け強力に要望活動を実施してまいります。

県道大衡仙台線につきましては、北四番丁大衡線街路事業として事業化され、現在は詳細設計や用地測量が進められており、令和6年度は用地買収や物件補償計画が進められる予定となっております。当該路線は、立地決定した半導体工場の操業開始時に想定される渋滞対策に極めて重要な路線となりますので、道路整備が工場操業開始に遅れることのないよう、県道大衡仙台線建設促進協力会や地元立地企業の協力もいただきながら、強く要望してまいります。

令和6年度は、特定防衛施設周辺整備調整交付金事業として、尾西2号線改良舗装事業、五反田団地線改良舗装事業、沓掛団地線改良舗装事業を実施するほか、爪木北原線と平場線の舗装補修事業を予定しております。

通学路の安全対策につきましては、通学路安全プログラムに基づき、道路管理者、教育委員会及び警察等、関連企業に合同点検を定期的実施し、必要に応じた安全対策を講じてまいります。

橋梁の老朽化対策につきましては、予防保全型インフラメンテナンスとして、橋梁点検結果を踏まえた補修設計及び修繕工事を年次的に計画し、長寿命化対策を講じてまいります。

生活環境について。

現在、村内の各家庭から回収された食用油はバイオディーゼル燃料B5に変換製造され、本村の公用車や農業生産者の農業機械用燃料として利活用されており、使用量も年々増加しております。今後も、村民の皆さんの身の回りにある資源エネルギーの地産地消に努めてまいります。

また、大瓜地区のテレビ共同受信施設につきましては、地元の方々のご協力をいただきながら、令和6年度中に完成を目指します。

定住人口の増加を促進するため、おおひらむら若者世帯定住促進補助金と、おおひらむら三世帯同居促進補助金の2つの補助制度を効果的にPRし、将来の大衡村を担う新たな若者世帯の増加を図るとともに、若者のUターンや三世帯が互いに支え合える環境づくりを促進することで、地域の活性化を図ってまいります。なお、これらの2つの補助金制度は令和6年度末が期限となっていることから、これまでの事業効果を検証しながら、ニーズに合った今後の定住促進対策の在り方を検討してまいります。

村営住宅につきましては、入居希望者が減少傾向にあったことから、全体の管理個数の適正化を図るため、老朽化している五反田北住宅1号棟の入居者の転居を進め、除去する計画となっております。令和5年度中に転居が完了する見込みとなっていることから、令和6年度は解体に向けた実施計画業務に着手し、あわせて跡地の活用を検討してまいります。

下水道事業につきましては、水洗化率が94.2%となっておりますが、未接続世帯への広報等により水洗化率の向上に努めてまいります。

また、施設のストックマネジメント計画に基づき、下水管渠やポンプ場の施設の良好な維持管理に努めてまいります。

また、下水道事業も水道事業同様事業を取り巻く様々な課題に対応していくため、県内市町村が参加の下、事業の広域化・共同化について検討会を組織しており、引き続き経営の効率化等検討してまいります。

環境負荷の少ないまちづくりの推進のため、万葉サンサンエネルギー発電等普及促進事業を継続してまいります。

防犯・防災について。

昨年の村内で発生した交通事故件数は213件で、前年度に比べ事故件数は14件増加しておりますが、人身事故については2件減少しております。また、死亡事故ゼロ日数は

本日で1,426日となり、これもひとえに大和警察署をはじめ交通安全指導隊など関係団体の活動のたまもので、改めて感謝を申し上げる次第であります。これからも、関係機関、団体と連携を図りながら、交通安全活動を積極的に推進してまいります。

依然として高齢の方々が特殊詐欺被害を受けておりますので、特殊詐欺撃退電話機等購入補助を継続してまいります。

昨年、村内の火災件数は7件で、前年より3件増加しております。うち、建物火災が3件発生しており、火災は一瞬にして尊い生命や貴重な財産を奪ってしまう恐ろしいものでありますので、今後も広報紙や無線放送を通じて火災予防を呼びかけるとともに、消防団員数の減少傾向にある中、女性消防団員の募集も積極的に行い、さらには消防団再編に向けての検討を行うなど、消防団の機能充実を図りつつ、消防署との連携を密にしながら火災予防に万全を期してまいりたいと考えております。

東日本大震災から間もなく13年になりますが、今年の1月1日には能登半島を震源とする最大震度7の地震が発生いたしました。この地震は、津波被害のほか木造住宅の崩壊による被害が甚大であったことが特徴でありました。このような大規模地震に備え、少しでも人的被害を抑えるためには、古い木造住宅の耐震化等が必要であり、村では国や県の補助制度を活用し、木造住宅の耐震診断や改良に要する費用、危険ブロック塀の除去に要する経費の一部について補助金を交付する制度を創設しております。今後とも、制度の内容を広く周知するとともに対象者への個別説明を行い、木造住宅耐震化や危険ブロック塀除去の促進に努めてまいります。

防衛施設周辺環境について。

陸上自衛隊王城寺原演習場は、村民の皆様の深いご理解の下に自衛隊の訓練の場として安定的に使用されておりますが、国に対しては日頃からの住民の不安解消による信頼関係の構築はもとより、事件事故の防止に万全を期するよう要請しておりますので、引き続き理解とご協力をお願いいたします。なお、在沖縄米海兵隊による沖縄県道104号線越え実弾射撃訓練の分散・実施に係る令和6年度訓練計画が1月18日に公表され、王城寺原演習場では10月から12月までの第3四半期に通算21回目となる訓練が予定されておりますので、国に対し安全対策等に配慮するよう引き続き要請してまいります。

みんなが参加し、交流でにぎわうまちづくり。

農林業について。

日本農業を取り巻く環境は、新型コロナウイルス感染症が第5類に引き下げられ、日

常生活を取り戻しつつあるものの、農産物価格の低迷が続き、ウクライナをはじめとする世界各地での紛争や円安等に起因する原油価格の高騰や、物価高による飼料や肥料をはじめ農業生産資材の高騰、大雨や地震などの自然災害の頻発など、年々厳しさを増す一方であります。そのような中で、国においては本年の通常国会において食料・農業・農村基本法の改正案が提出、審議される予定とされておりますので、引き続き国、県、JA等からの情報収集に努め、農家の皆様の支援に取り組んでまいります。

また、国の水田活用直接支払交付金や、産地交付金を活用することにより、主食用米以外の稲作での農家所得の確保や向上も可能であることから、農地の条件や各農家の状況に応じて柔軟に取り組んでいただきたいと考えておりますので、村の地域水田農業推進協議会における単独助成も継続してまいります。

村単独の助成制度である農業環境整備支援事業は、多くの方々に利用いただいております。今後もニーズの把握に努め、農業経営の維持、安定への取組や、スマート農業の推進等の意欲のある農家に対して支援を行ってまいります。

多面的機能支払につきましては、現在村内11地区において、農地や水路、農道等の地域資源の保全活動に地域を挙げて取り組んでいただいておりますが、各組織とも構成員の高齢化などが課題となってきたことから、保全活動の継続や、次世代への継承も含めて活動支援を継続してまいります。また、駒場地区においては、設立に向けての検討が行われておりますので支援を行ってまいります。今後、5年先、10年先の大衡村の地域農業の担い手となる認定農業者や、集落営農組織の設備投資や、新たな組織立ち上げに対する無利子貸付制度も継続してまいります。

鳥獣被害対策について、イノシシにつきましては、出没エリアがほぼ村内全域に拡大しており、捕獲数も今年度既に過去最高の100頭を現時点で超えてございます。大衡村鳥獣被害対策実施隊は、現在23名の隊員が被害防止のため、わなの設置や見回り、捕獲等に日夜ご尽力していただいております。この場をお借りし隊員の皆様に感謝を申し上げる次第であります。実施隊が定員30名となるよう、免許の取得や更新、また銃等の購入費に対する助成事業を継続し、人員確保、体制の強化に努めてまいります。個人農家の被害防止のための電気柵、防護柵の設置補助につきましても継続してまいります。

畜産につきましては、子牛価格の低迷や飼料価格がかつてないほど高騰するなど、経営が大変厳しい状況にありますので、令和6年度においても繁殖牛導入に係る基金貸付事業や、雌牛登録事業、自家保留牛対策事業を継続してまいります。

特用林産物である露地の原木シイタケにつきましては、生産者が県のキノコ栽培における放射能対策作業マニュアルに基づく放射性物質低減のための栽培管理に取り組んでいただいておりますので、今後も消費者に安全安心な林産物を提供できるよう、県と連携を図りながら生産者支援に努めてまいります。

大衡村の基幹産業は農業でありますので、農家の皆さんが意欲的に農業に取り組むことができるよう、引き続きできる限りの支援を行ってまいります。

また、令和7年に宮城県において第48回全国育樹祭の開催が予定されておりますが、昭和30年第6回全国植樹祭の会場となりました大衡村においても、本年関連事業の開催が県において検討されておりますので、実現に向けて協力をしてまいります。

農地利用につきましては、農業委員12名と農地利用最適化推進委員11名により地域における担い手の育成と、農地の集積・集約化や耕作放棄地の発生防止などの活動が強化されております。また、令和7年3月までに策定義務づけされている地域計画につきましては、村と農業委員会が一体となり、各農家への意向調査を実施し、その結果を基に地域の方々の話し合いを行い、目標地区の作成や地域計画の策定に向け取り組んでまいります。

鉾害復旧事業として、昭和51年度に整備された上北沢排水処理場につきましては、老朽化が進み、随時修繕等で対応し稼働している現状にあります。長寿命化計画に基づき令和5年度から工事に着手し、設備の更新を年次的に進める予定としておりましたが、費用を抑えつつ、設備の運営が永続的に可能となるよう再検討を進めており、できるだけ早く結論を出して更新事業に着手したいと考えております。農業用排水設備の基盤整備につきましては、年次計画により、宮城県王城寺原補償工事事務所において、防衛省の障害防止対策事業として年次計画により継続的に整備促進を図っていただいておりますが、長年要望しておりました牛野ダムの改修工事が令和5年度から着手となり、尾無堰用水路、金洗堰用水路とともに令和6年度においても引き続き工事が計画されております。また、新田沢溜池の土砂浚渫事業につきましても着手予定となっております。

工業について。

第二仙台北部中核工業団地へ進出が予定されております半導体工場の建設が本年度中にも予定されており、我が国の経済安全保障政策に位置づけられている半導体産業の集積の一部を担う国家プロジェクトの実現に向けて、国、県、周辺自治体との連携を図りながら、立地自治体として最大限の支援を行ってまいりたいと考えております。また、

昨年末には株式会社信和宮城工場が操業を開始し、本年4月には株式会社渡辺精機が操業開始の予定となっております。企業の進出により、自主財源の増加や村民の雇用機会の創出等が大いに期待されるものでありますので、進出企業が円滑に操業できるようサポートしてまいります。

企業の設備投資につきましては、依然として活発な状況であり、さらには今回の半導体工場進出の決定による関連企業の進出も見込まれることから、令和7年4月分譲開始に向け工事が進められている松の平三丁目用地等について、県等と連携し、企業立地セミナーへの参加や企業本社へのトップセールスによる企業訪問活動を今後も積極的に実施し、さらなる企業誘致に取り組んでまいります。また、既に立地している企業においても、さらなる設備投資の計画もお聞きしておりますので、私自ら足を運んで、現状や要望などを直接お聞きしながらきめ細やかに対応してまいります。さらには、児童生徒が職場体験、企業見学会、キャリアセミナー等を通じて地元大衡村に関心を持ち、将来村内企業に一人でも多く就職ができるよう、教育委員会とも連携し、立地企業の協力を得ながら企業が求める人材の育成に向け、情報提供や機会創出に努めてまいります。

商業について。

農産物展示販売所万葉・おおひら館は、村内で生産された新鮮で安全安心な農産物、県内の地場産品などの販売や、村の情報発信基地として広く認知され、多くの方々に利用されております。物価高等の影響で運営が厳しい状況にありますが、利用いただくお客様に喜んでいただける魅力ある施設づくりに、指定管理者である万葉まちづくりセンターや、生産者の方々と連携して取り組んでまいります。

くろかわ商工会につきましては、大衡支部事業として8年目となる割増商品券発行事業として村民の認知度も向上し、定着した事業となっておりますので、2割増し相当額及び経費の一部について引き続き支援を行い、村内での消費拡大による経済活動の活性化を図ってまいります。

4年目の開催となったa g a i nおおひら弁当市につきましても、多くの方々にご好評をいただいておりますので、内容の充実も含め、令和6年度も継続開催に向け支援してまいります。

観光について。

万葉クリエートパーク並びにおおひら万葉パークゴルフ場につきましては、村内外から多くの皆様に利用していただいている本村の最大の観光スポットとなっております。

さらなる施設の魅力度を高めるべく、現在、キャンプ場の整備を進めており、令和6年度はトイレの整備を計画するとともに、キャンプ場のオープンを予定しております。運営は指定管理を予定しており、これまでの公園利用者とは違った新たな客層の誘客を図るとともに、大衡産農産物の販売促進をはじめとした経済効果が生まれるよう、運営を模索しながら指定管理者とともに事業効果を高められるよう努めてまいります。

パークゴルフ場につきましては、コロナ禍や夏の高温により芝の状態が悪くなったことから利用者が減少している状況であります。引き続き良好な管理運営を行いながら、利用者が増加するよう努めてまいります。毎月1回の村民無料開放につきましても、多くの村民の皆様楽しんでいただいております。今後とも、幅広い世代の方々に健康増進と親睦融和の場としてご利用いただけるよう、またパークゴルフ人口の増加が図られるよう継続してまいります。

大衡村PR大使ひら麻呂につきましては、各種グッズや着ぐるみを活用しながら、村内外様々な行事に参加し、積極的に大衡村のPR活動を展開してまいります。恒例の万葉まつり、ふるさと祭りは、昨年ようやくコロナ前の規模で開催することができました。令和6年度につきましては、従来2つの祭りを1つに統合・集約し、10月20日の開催予定で、来場者に喜んでいただけるようなイベントに再編してまいりたいと考えております。

包括的連携協定を締結しております尚絅学院大学との連携につきましては、昨年度、学生と原案の作成を進めておりました村PRパンフレットの作成を現在行っており、新年度では新たな事業として村内の飲食店で提供する大衡の名物となるようなメニューの創出に向けた検討に着手する予定です。

交流活動について。

昨年は、包括的連携協定を結んでいる尚絅学院大学との間でイベントでの総合交流が実現いたしました。本村に立地している各企業は、本村や県内のみならず東北地方の広域的な雇用の受け皿として地域経済の活性化に大変重要な役割を担っていることから、村内工場等連絡協議会や、くろかわ商工会大衡支部とも連携をした立地企業懇談会等の開催による交流の推進を図ってまいります。

地域間、世代間の交流機会の場合として、村内の施設利用を促進するとともに、進出企業との連携によるイベントの開催や、産業や観光などへも幅を広げ交流人口の拡大に努め、地域おこし協力隊の募集も考えてまいります。また、友好交流都市協定を締結いた

しました岩手県金ケ崎町と今後産業、文化、教育など幅広い分野での交流を具現化してまいります。

みんなが支え、子供がたくましく育つまちづくり。

子育て支援について。

子育て支援につきましては、子ども・子育て支援事業計画を検証し、次期事業計画の策定に向けて取り組むとともに、子供が健やかに育つ環境づくりを推進するため、万葉すくすく子育てサポート医療費助成事業をはじめ、出産・子育て応援給付金や、小中学校入学時における入学祝い金等、子育てに関わる支援と、教育・保育に係る事業や地域子育て支援センター等に対する補助を継続するとともに、新たに高校入学時の祝い金制度と、村外の保育園等に通園している幼児の給食費補助制度を創設し、子育ての支援を総合的に推進してまいります。

児童館につきましては、児童の健全育成に万全の体制で臨んでおり、自主事業の実施や職員の資質向上を図り、遊びを通して児童の健康増進と豊かな情操を育むよう努めてまいります。

また、近年は親などによる子供への虐待が全国的に深刻な社会問題となっておりますが、要保護児童対策地域協議会や子育て世代包括支援センターとの連携調整等を継続するとともに、宮城県中央児童相談所をはじめとした各関係部署とのさらなる連携を図りながら、子供の保護と支援に取り組んでまいります。

みんなが健康で元気なまちづくり。

福祉について。

高齢者福祉につきましては、高齢者等の社会参加の促進と、元気で生きがいのある生活を送ることができるよう、移動手段の確保が困難な高齢者や障害者等を対象とした高齢者等タクシー利用助成事業は引き続き実施してまいります。シルバー人材センターは、受託件数及び就業延べ人数も増え、就業率も8割を超えており、会員の皆様には今まで培われた知識や技能を生かして、豊かなライフスタイルを保ち続けていただきたいと願っております。

介護保険事業につきましては、第9期介護保険事業計画に基づき、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を送ることができるよう、心身ともに健康な状態を維持し続けるための予防対策や、健康づくりに積極的に取り組み、地域全体で支え合う仕組みづくりと、高齢者を支える環境づくりを推進してまいります。

障害者福祉につきましては、障害者福祉サービスの質の向上を図るとともに、相談支援及び地域生活の支援事業を計画的に実施してまいります。村内の障害福祉事務所、社会福祉法人みんなの輪と、大衡村社会福祉協議会との連携を密にしながら、ニーズに応じたサービスの提供を行い、村独自の事業、利用者負担額助成事業や障害児子育て支援事業を継続するとともに地域活動支援センターの充実を図り、身体・知的・精神障害者、難病患者並びにひきこもり等の支援活動の促進に取り組んでまいります。

また、障害のある方々を抱える家族の緊急時に備える地域生活支援拠点等整備事業は、一ぶ大衡を拠点として365日24時間受入れ体制を確保しており、今後も事業実施者と連携を図りながら、障害者やそのご家族の緊急対応に対応してまいります。

医療について。

国民健康保険事業につきましては、医療費適正化を図るため、40歳から74歳までを対象とする特定健康診査及び特定保健指導により、生活習慣病の予防や早期発見のため、受診体制を充実させるとともに健診未受診者への積極的な勧奨を行い、受診率の向上に努め、被保険者の健全な生活環境の確立に向け啓蒙普及活動をしてまいります。

なお、これまで中学3年生だけを対象としたインフルエンザの予防接種事業は、対象者を生後6か月以上から高校3年生までに年齢要件を拡大し、一部助成を実施してまいります。

また、80歳までに3人に1人が発症するとされております带状疱疹の予防対策として、50歳以上を対象に予防接種費用の一部を助成する新たな制度を実施してまいります。

また、令和7年度から計画期間である第3次おおひら健康プラン21の策定に向け、事業検証を行い、計画の策定に取り組んでまいります。

みんなが集い、つながるまちづくり。

まちづくりについて。

開かれた行政の体制として情報公開を進めるとともに、村民の皆さんが自ら参画・行動できる地区活動を支援してまいります。また、地域の皆様と懇談会を今後も開催しながら、住民の皆さんと協働活動を進めるとともに、村や地域及び諸団体等の動向を広報おおひらや村ホームページ及びSNSにおいて広く発信し、情報提供の充実と共有化に努めてまいります。

高度情報化について。

本村のマイナンバーカードの交付枚数は、令和5年12月末時点で4,351枚、交付率は

77%ほどとなっております。

また、村の公式ホームページ及びLINE、旧ツイッターのエックスなどのSNSを最大限かつ効果的に活用し、各種行政サービスに関する情報提供を進めるとともに、本村の現状の姿をできるだけ詳細に理解していただくため、随時適切な情報発信に努めてまいります。

行政運営について。

本村の行政は、令和2年3月に策定した第6次大衡村総合計画の基本構想、基本計画、年度の実施計画により諸事業を進めておりますが、令和6年度は中間見直しの時期に当たりますので、住民の皆様のご意見を伺いながら、これまでの事業の検証をしつつ、令和11年度までの後期5年間における村づくりの指針を定めてまいります。

また、大衡村公共施設等総合管理計画に基づき、村が保有・管理する公共施設の調査、分析、施設の再配置や統廃合、中長期的なメンテナンスサイクルの構築等、公共施設の最適化の実現に努めてまいります。

財政運営について。

住民自治を支える根幹である税収を確保するため、令和6年度税制改正大綱の趣旨に基づき各税目の課税客体的確な把握に努めるとともに、納税者の立場に立ち、公平、透明、納得の下に適切に業務を執行してまいります。また、物価高に伴う国民の負担を緩和するため、所得税の定額減税と併せて個人住民税の定額減税の実施や、新たに森林環境税1,000円が個人住民税均等割と合わせて課税されますので、納税者の皆様には丁寧に対応してまいります。

村税等の収納未済額縮減対策につきましては、庁内の対策本部員、幹事会合同会議の開催や、宮城県地方税滞納整理機構と連携した滞納処分の実施、徴収担当職員の徴収技法などの向上を図るほか、仙台北県税事務所と黒川4市町村の徴収担当職員で構成するチームT.O.T.Oにおいても、県税や市町村間で重複する滞納者、村県民税の特別徴収義務者の滞納案件、単独での滞納整理が困難な案件につきましては連携して情報共有を図りながら、共同催告や共同訪問徴収、財産調査や搜索による差押えなどを行い、未済額の縮減に努めてまいります。

広域行政について。

本村単独で進めるより広域で進めたほうがより経済的、効果的に推進できる事案などにつきましては、黒川圏広域行政推進協議会や仙台都市圏広域行政推進協議会などにお

いて検討しながら、広域行政事業を推進してまいります。

以上、令和6年度施政方針と併せまして当初予算の概要を申し上げましたが、本定例会に提案いたしました案件は、固定資産評価審査委員会委員の選任1件、人権擁護委員候補者推薦2件、条例制定1件、条例の一部改正15件、財産の取得1件、令和5年度各種会計予算補正7件、令和6年度各種会計予算を定めることについて6件、合わせて33件を提案するものであります。

よろしく審議をいただき、原案のとおりのご可決を賜りますようお願い申し上げ、施政方針並びに招集挨拶、提案理由といたします。終わります。

議長（高橋浩之君） 次に、教育長、登壇願います。

教育長（齋藤 浩君） おはようございます。

教育部門の施政方針について述べさせていただきます。

教育行政について。

地域住民の意向をより一層反映させるとともに、地方公共団体における教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の推進を図るため、村長部局と教育委員会が緊密に連携を図りながら、教育に関する施策を推進してまいりました。村長部局と教育委員会による総合教育会議において、教育振興に関する施策の大綱を策定し、教育の課題や目標を共有し、具現化に向けた施策の方向性を確認しながら協力して教育行政を推進しております。

教育振興に関する施策の大綱については、本村の最上位計画である第6次大衡村総合計画に基づいて、グローバル化やICTの進展などの急激な教育環境の変化に対応すべく、新しい時代に即した教育施策を進めてまいります。

学校教育につきましては、昨年5月に新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行となったことから、感染対策上の必要性から制限されていたふれあいを基盤とした集团的活動や体験活動、学校行事などの学校教育活動のうち真に必要なものを精選し、また新たなものを創出するなど、児童生徒の豊かな学びにつなげることを引き続き優先に推進してまいります。

小中学校におきましては、学習指導要領のよりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を学校と社会が共有し、連携・協働しながら、新しい時代に求められる資質・能力を子供たちに育むという基本方針に基づき、その対応を進めてまいります。

将来の予測が難しいこれからの社会においても、大衡の子供たちが広い視野を持って

志高く未来を切り開いていくことができるよう、生きる力の礎となる確かな学力の育成と、健やかな心身の育成に向け、学校組織及び教育環境の整備、充実を図ってまいります。

そのために、本村のよさを生かし、地域に開かれた教育、信頼される学校づくりを推進するとともに、将来この大衡村を背負っていく子供たちにとって必要な規範意識や公共の精神、生命や自然を尊重する心、他人を思いやる気持ちなど社会性や豊かな心を育むため、道徳教育や様々な体験活動の充実を図ってまいります。

一方、社会の変化に伴い村内においても家族形態の多様化や教育に対する考え方が多岐にわたるなど、家庭の教育力が課題となっております。家庭は子供たちの健やかな育ちの基盤であり、基本的な生活習慣や自尊心を育み、心身の調和の取れた発達のために重要な役割を果たすものと捉え、家庭の自主性を尊重しつつ、家庭の教育力を支える環境づくりを進めてまいります。学校教育、地域社会が手を携え、共通の思いの下、地域の宝である子供たちを協力して教育していく体制づくり、関係づくりを行ってまいります。

小中学校におきましては、全国学力・学習状況調査の結果等も踏まえた授業改善や、小中学校が連携した授業参観、研修等により、子供たちの学力向上に向け取り組んでおります。また、幼・保・小の連携につきましては、引き続きおおひら万葉こども園、ききょう平保育園及び小学校教員が相互に保育や授業参観、情報交換し、子供たちへの指導や支援の在り方について共有を図ってまいります。

また、小学5年生から中学3年生を対象にした大衡塾につきましては、児童生徒の学習意欲の向上が見られますので、令和6年度も実施内容や形態を工夫しながら、学校外での学習習慣の定着と学力向上を目指し開催していきたいと考えております。

いじめ対策につきましては、大衡村いじめ防止基本方針に基づき、いじめ問題対策連絡協議会等の組織を活用し、広く村民の皆様にも協力をいただきながら、子供たちが毎日安心して通うことのできる学校、いじめのない大衡村を目指してまいります。いじめは、被害を受けている子供がいじめと感じたらいじめと認知して、組織的に対応することが義務づけられております。初期段階におけるいじめのサインを見逃さないことが大切であり、日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築に努め、いじめを絶対に許さないという未然防止の観点で環境を醸成することはもとより、不測の事態が起きた際にも迅速に対応できる体制を整えてまいります。

また、不登校児童生徒への支援につきましては、おおひら子どもの心のケアハウス

「ききょうルーム」において、不登校児童生徒や保護者の相談、通所者の学習支援、学校に出向いての支援を行っており、子供たちには自立心や学習意欲の向上などが見られております。今後も引き続き学校や保護者、関係機関と連携し、チーム大衡として児童生徒一人一人の実態に即した支援をしてまいります。

みんなが支え、子供がたくましく育つまちづくり。

学校教育について。

子供たちには、予測困難な社会の変化に主体的に関わり、感性を豊かに働かせながら、どのような未来を創っていくのか、どのように社会や人生をよりよいものにしていくのかという目的を自ら考え、自らの可能性を発揮し、よりよい社会と幸福な人生の創り手となる力を身につけさせることが求められています。学校におきましては、1人1台のタブレット端末の使用も定着し、自分の考えのまとめや、友人と考えを共有する場面等で効果的な活用が図られており、学習指導要領で示されている主体的・対話的で深い学びの一助にもなっています。今後は、児童生徒一人一人の学習進度等に合った個別最適な学びと、多様な意見を共有しながら考えを深める協働的な学びの一体的な充実を目指すべく、タブレット端末の効果的な活用を推進いたします。そのため、教員研修等の充実を図ってまいります。

学校教育は、小学校に入学してから始まるのではなく、既に幼児期から始まっており、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる幼児期は学ぶ土台づくりの時期とも捉えられ、大変重要と言えます。このことから、家庭の教育力の向上を課題として、心身ともに健やかな子供の健全育成を図るためには、学校、地域や家庭などの連携が不可欠であります。幼児期から中学校まで一貫した教育目標の下、大衡の子供たちを育てていくために、おおひら万葉こども園、ききょう平保育園と小中学校においては、行事や授業等を通じて今後もさらに連携・協働を深めながら、小学校、中学校へと円滑な移行を進めてまいります。

小学校におきましては、人間性豊かな心を持ち、社会の変化に主体的に対応したくましく生きる心身ともに健康な子供を育成するという学校教育目標の下、目指す学校像を、子供が輝き地域に信頼される学校とし、その具現化に向けて努力事項を設定し取り組んでおります。大衡の教育資源、地域連携を生かした教育課程の下、学習指導の充実、志教育の推進及び地域交流、異年齢交流活動や食育等を通じた心を育む教育活動の充実に取り組んでまいります。

学校生活支援員の配置につきましては、特別支援学級在籍の児童及び通常学級に在籍しているものの支援が必要な児童に対して、子供たち一人一人に寄り添った指導を行うため、令和6年度も継続して配置してまいります。さらに、少人数指導による学習指導を継続するため、引き続き講師を配置してまいります。また、授業の準備や教室などの消毒・清掃等、教師の負担を軽減する業務を行う教員業務支援員、スクールサポートスタッフを、令和6年度も継続して配置してまいります。

中学校につきましては、本村の教育基本方針である豊かな感性とたくましさ、思いやりを培う学校を受け、自学、自立、敬愛を校訓に、学校教育目標の志高く未来をつくり出していくために必要な資質、能力を身につけ、健康で心豊かな生徒を育成するの具現化を目指し、生徒一人一人の実態に合わせた教育活動を推進しております。

確かな学力の育成に向けて、基礎基本の定着及び主体的な学びを創出するための授業づくりや、家庭学習の充実等に取り組んでまいります。また、心身の成長を大切に、引き続き志教育の充実や、豊かな心を育てる体験活動の推進に努め、村内企業のご協力をいただきながら職場体験活動も積極的に行い、生徒が行きたいと思える学校、家庭や地域に開かれ、生徒や保護者、地域住民から信頼される学校を目指してまいります。

学習支援につきましては、小学校と同様に、学習環境の充実を図るため、学校生活支援員を配置し引き続き支援を行うとともに、教員の負担軽減のための教員業務支援員を小学校同様に令和6年度も継続して配置してまいります。また、学力向上に向けて講師を配置してまいります。

中学校校舎につきましては、令和4年度に校舎屋上防水工事を先行的に行っておりますが、令和2年度に策定した学校施設長寿命化計画を踏まえ、限られた財源の中で、教育環境の改善に向けて計画的に大規模改修工事を進めてまいります。

学校給食センターにつきましては、児童生徒に栄養とバランスの取れた安全で安心な給食を提供し、健康の増進、体位の向上を図るとともに、望ましい食習慣の形成を通して児童生徒の心身の健全な発達に資することを目的に、よりよい運営を行ってまいります。

学校給食用食材の米や野菜などにつきましては、引き続き地元大衡産の農産物を積極的に取り入れ、地産地消に努めるとともに、生産者と児童生徒の交流会の機会を通じ、地域産業としての農業や食文化に対する理解を深めてまいります。また、保護者の教育費の負担軽減に寄与し子育てを支援するため、村立の小中学校に通学する児童生徒の給

食費の全額免除と、村外の小中学校へ通学している児童生徒の給食費助成を継続してまいります。新学校給食センターの整備につきましては、令和5年9月に工事が完了し、2学期から新しいセンターからの給食を提供しております。また、現在使用しております給食配送車につきましては、購入から27年経過し修繕箇所も年々増えてきており、維持経費も増高している状況から、現在車両購入手続を進めているところであります。

文化活動について。

芸術文化の振興につきましては、村指定無形民俗文化財の大瓜神楽の活動は現在休止中ではありますが、引き続き保存会の存続と伝承活動ができるように支援をしてまいりたいと考えております。また、本村の創作舞踊である万葉おどりにつきましても、大衡万葉おどりききょう会とともに公民館で練習会を開催し、引き続き普及拡大に努めてまいります。さらに、伝統芸能の創造を目指し取り組んでおります大衡悠神太鼓についても、引き続き育成と支援に努めてまいります。

ふるさと美術館の運営につきましては、名誉村民である菅野 廉画伯の常設展を基本としながら、美術大学や他美術館との連携を図った魅力ある企画展を実施し創意工夫を図るとともに、村民の皆さんをはじめ多くの方々が身近にそして気軽に芸術文化に触れることができる愛される美術館を目指し、年間を通して効果的な事業運営に努めてまいります。

みんなが健康で元気なまちづくり。

生涯学習について。

生涯学習の推進につきましては、多様化する学習ニーズを的確に把握し、村民一人一人が生涯を通じて主体的に学ぶことができ、さらにはその効果を地域社会に還元できる生涯学習社会の実現を目指して、青少年教育と家庭教育事業をはじめ、成人教育、芸術文化などの多岐にわたる分野についても幅広い学習機会を提供してまいります。また、地域の子供は地域で育てるを目標に、地域に次の時代を担う人材を育成するため、家庭、地域、学校など関係機関が協働して子供を育てる協働教育事業を実践してまいります。

公民館の活動につきましては、住民の方々の趣味と教養の活用の場として気軽に利用できる施設となるように、適正な維持管理に努めるとともに、教室や講座、趣味の作品展、新年会、二十歳を祝う会など諸事業の充実を図り、村民の皆さんとともに歩む公民館活動を展開してまいります。

スポーツレクリエーションについて。

スポーツレクリエーションの取組につきましては、6月の村民スポーツレクリエーション大会をはじめ、10月に歩け走ろう大会と、ニュースポーツ体験を取り入れたオープン参加型のおおひらスポーツ交流大会を開催しております。スポーツ交流大会は、アンケート調査の結果や、分館長、スポーツ推進員からの意見を基により充実した大会を目指し、村民誰もがスポーツやレクリエーション活動に参加し、生涯にわたって充実したスポーツライフを送れるよう環境づくりに努めてまいります。また、初心者の方を対象としたパークゴルフ教室や、小学生に運動能力の向上を図るスポーツ教室、トヨタ自動車東日本株式会社ソフトテニス部員によるテニス教室を継続して開催し、スポーツ技術の向上にも努めてまいります。

みんなが集いつながるまちづくり。

コミュニティーについて。

各地区における分館活動につきましては、地域の活動拠点として地域の皆さんが集い、健康の維持増進や、教養並びに生活文化の向上を図ることで心身ともに充実した生活を送ることが重要ですので、地域住民のコミュニティーづくりのため住民参加型事業の充実に努めてまいります。

以上となります。よろしくお願ひいたします。

議長（高橋浩之君） ここで休憩をいたします。

再開を11時15分といたします。

午前11時02分 休 憩

午前11時15分 再 開

議長（高橋浩之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第4 一般質問

議長（高橋浩之君） 日程第4、一般質問を行います。

一般質問は、一括方式と一問一答方式の選択制として実施してまいります。

それでは、通告順に発言を許します。

通告順位1番、鈴木和信君。

3番（鈴木和信君） 通告順位1番、鈴木和信。一問一答方式で、3件ほど一般質問させていただきます。

初めに、第1件目でございますが、物価高騰に対する村独自の支援ということに對しまして質問をさせていただきます。

物価高騰に對しましては、大手企業はベースアップ等で満額回答をされておりますが、中小企業や、または年金生活者は満足のできる状況でなく、生活困窮に陥る可能性もございます。今こそ村民の生活、命を守る村独自の支援策を考えるべきではないかと思ひまして、ここに4つほど出させていただきます。

割増商品券や、ひら麻呂商品券の増額・継続。これにつきましては、先ほど施政方針にもございましたが、かなり厳しいこともございますので、これについてどう考えているかということが1点目でございます。

また、非課税世帯への水道基本料金の免除ということで、コロナのときも大衡村では基本料金を免除したという実績もございますし、また物価高騰につきましても、県内の七ヶ浜とかいろいろな町村でも基本料金を免除しておりますので、この辺についての村長のお考えも聞きたいと。

また、生活資金の無利子貸付けということで、これも社会福祉協議会等でもやっておりますけれども、どんどんどん生活が苦しくなってくればやはりお金を借りないといけないという村民の方もおるようでございますので、この辺の増額貸付けとか、何かそういうことについて村長としての考えはないのかということについてお伺いをしたいと思います。

また、生活保護を必要とする方に速やかな支給をされる体制ということで、本来、民生委員とかがおりまして、大衡村では直接支給するとか何かという決定権はございませんけれども、できる限り手続を早くしてやっていただくということが必要ではないか。また、生活保護につきましてもいろいろな要件がございますので、どうしても大衡村の場合は家があったり土地があったりということで、それがネックになってもらえないという方も非常に多いようでございます。今、農地、そういうものを売るといっても買う人がいない。そういう状況の中ではもらいたくてももらえないという、そういう方も非常に多いようでございますので、その辺についても村長のお考えを聞きたいと思ひます。

2件目につきましては、高校生の通学支援でございます。

万葉バスを廃止し、デマンド交通へ移行をいたしました。でも、高校生の利用ができないとこれまでの答弁をしておりますが、高校生にとっては通学ができないことや、家庭によっては送迎ができないということもございますので、行政の公平・平等の原則か

らして、一定の方は利用できて一定の方はできないということではまずいと思いますし、また高校生の通学の足がないということについては非常に問題ではないかということで、この関係につきましては4点ほど出しております。

まずは、デマンドに移行して経費の削減、節減、その辺はどうなったのか。または、今後無償運行は継続していくのかということについてお伺いをしたい。

また、前年度の本村の高校進学先ですね。これについてもお伺いしたい。今年については、まだ確定していないかなと思いましたが、前年度ということにさせていただきます。

3点目につきましては、デマンド交通はなぜ高校生が利用できないのかということで、何か近隣の町村では、大和町とか大郷町でもそうですけれども、高校生も利用しているというお話を聞きますので、何で大衡だけができないのかということについてお伺いしたいと。

また、いろいろな公共交通の代わりに、デマンドもしかりですけれども、いろいろな公共の、お客といいますか村民を運ぶ手段というのはいろいろあると思いますけれども、最近試行運転されておりますライドシェア、または自家用有償旅客運送というものもあると思います。デマンドもその一つになっておりますけれども、それぞれの住民ニーズに合わせていろいろ試行をするというのも方法ではないかということで、2件目につきましては4点出させていただきました。

また、3件目でございますが、こちらは空き家対策に積極的に取り組む考えはということで、半導体企業の進出によりまして、大衡には住むところがないということで、現在、仙台とか大和町とか富谷とかいろいろなところに関係者が、不動産屋等回っているようでございます。大衡としても何かお役に立つのではないかとということで、いろいろ考えてみますと、空き家が60件以上あるというお話を聞きましたので、そういうところを貸すなり、または買ってもいいという方については、そういうふうな形で、そういう企業の方々に住んでいただくというようなことについてもいいのではないかとということで、こちらにつきましては、4点ほど書かせていただいております。

村の条例とか、要綱に掲げる空き家バンクの相談体制・実態調査、データベース化、この辺につきましては、条例等に書かれておりますけれども、実際的には村としましてはどうなっているのか。

また、2番目につきましては、対策の協議会を設置するようになっておりますが、そ

の活動の実態はどうなっているのか。

また、空き家がメインになっておりますけれども、やはり空き地があって、そこにも家が建てられるということであれば、そういうふうなものにつきましても空き家同様に、空き地も含めて貸すなり売るなりできるということになれば非常によいのではないかと思います。上げておきます。

また、ホームページのほうにもいろいろな、空き家に対していろいろ載っておりますけれども、実際的にですね、大衡村のほうに相談に行ったという方がございました。そうしたら、その回答が、条件が合わないと言われて、何が合わないんだかさっぱり分からないと。そのホームページなりに載せて情報を提供しているのにも、よその市町村から見るとその情報の内容も非常に少ないと。また、今言ったとおり、相談して登録していただいたけれども合わないと言われるだけで、何が合わないのかさっぱり分からないと。非常に不親切ではないかというご意見もいただきました。こういうことからして、もう少し仲介をする、出し手と受け手を仲介をするということがございますから、早く言えば仲人と同じでございますから、もう少し真剣な取組をしていただくのではないかと思います。

以上、3件ほどご質問させていただきます。よろしくお願ひします。

議長（高橋浩之君） 答弁を求めます。村長。

村長（小川ひろみ君） それでは、鈴木和信議員の1件目の物価高騰に対する村独自の生活支援策をとの一般質問にお答えいたします。

まず、1点目の割増商品券やひら麻呂商品券の増額・継続はとのご質問でございますが、万葉割増商品券につきましては令和5年度で7年目の事業となり、2割増し部分と事務費を村で補助し、くろかわ商工会において実施している事業でございます。多くの方々に利用されているところでございます。大変好評ですので、令和6年度におきましてもこれまで同様2割増しで2,000セットを発行したいと思ひ、関連予算を計上させていただきます。

また、ひら麻呂商品券につきましては、コロナウイルス対策としての家計支援や、落ち込む消費の拡大策、そして物価高騰対策として、国の地方創生臨時交付金を財源に、これまで令和2年度に1世帯当たり5,000円、令和3年度におきましては村民1人当たり3,000円、今年度令和5年度は8月と12月に村民1人当たり3,000円の商品券を配付したところでございます。なお、ひら麻呂商品券につきましては、現時点では配付の予定

はありませんが、今後の物価の推移や国の動向なども注視していきたいと考えてございます。

次に、2点目の、非課税世帯への水道基本料金の免除はとのご質問ですが、水道は、私たちの日常生活に欠かすことのできない重要なライフラインであり、生活支援策の手段の一つとして考えるものと認識はしているところでございます。

これまでも、令和2年度に新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金を活用し、公共施設等を除いた全世帯の基本料金を3か月間減免した実績はございますけれども、水道料金は公営企業であり独立採算が求められることから、減免する場合においてはその他の水道使用者の方々に負担が生じることのないよう、交付金等の財源を含めた検討が必要と考えてございます。

次に、3点目の、生活資金の無利子貸付けはとのご質問ですが、生活資金の貸付制度は村社会福祉協議会及び宮城県社会福祉協議会で実施しており、村福祉協議会では生活安定資金貸付けとして1世帯5万円を上限に貸付けを行っておりますけれども、この貸付制度は村からの補助金が原資となっており、申請窓口は村社会福祉協議会となっております。また、宮城県社会福祉協議会では、日常生活全般に困難を抱えている方の生活の立て直しのための貸付制度が実施されており、生活再建に必要な生活費の貸付けは原則3か月間、最長12か月まで、単身世帯は月15万円以内、複数世帯は月20万円以内の貸付制度となっているところでございます。

そして、住宅入居に係る資金貸付けや、新たに就職する際の支度費用、転居費用、公共料金等の未納分の支払いに必要な費用等の貸付けも行っておりますし、一時的に生計の維持が困難になった場合には、緊急小口資金の貸付けとして10万円を上限に申込みができる制度もありますが、いずれの貸付制度においても相談や受付の窓口は村社会福祉協議会となっているところであります。

貸付制度の実施主体は社会福祉協議会が中心とはなりますが、制度の利用を相談される方は緊急に資金を要する場合となりますので、ご相談があった際は支援機関等に着実につないでいくことが重要となります。

なお、各貸付制度の今年度の状況ですが、令和6年2月現在で、村社会福祉協議会の生活安定資金1件、宮城県社会福祉協議会での貸付制度につきましては実績がありませんので、ご質問にあります村独自の新たな貸付制度を具現化するまでには至らないものと判断しておりますが、生活相談があった際には引き続き迅速、丁寧な対応に努めると

ともに、制度の周知を図ってまいりたいと思っているところでございます。

次に、4点目の、生活保護を必要とする方には速やかに支給される体制をとのご質問ですが、生活保護の申請があった場合は当日中に社会福祉事務所へ申請情報の通知を行っており、福祉事務所では生活保護法に基づき申請のあった日から原則14日以内にその結果を通知することになってございます。

生活保護の支給は、原則毎月5日に福祉事務所から支給されておりますが、困窮状況や手持ち金の状況により緊急性がある場合は随時支給をするなど、可能な範囲において迅速に対応をしていると伺ってございます。

生活保護や生活困窮に対する相談申請については、単に申請や相談等にとどまることなく、困窮に至った核となる問題を解決しなければならないもので、相談者に寄り添った対応に努めることが最も重要であると考えております。

次に、2件目の高校生の通学支援をとの一般質問にお答えいたします。

まず1点目の、万葉バスを廃止し、デマンド交通に移行して経費節減額は、また、今後も無料運行で継続するののかとのご質問ですが、デマンド型交通に係る今年度の支出見込額については、会計年度任用職員に係る人件費が900万円、燃料費が82万円、車両2台分のレンタル料が211万円で、合計1,193万円となり、万葉バス及び駒場線の運行経費実績2,969万2,000円と比較すると、1,776万2,000円の経費節減となってございます。また、現在試験運行中のデマンド型交通の本格運行に向けた課題を調査検討しながら、当面は無料運行を継続したいと考えてございます。

次に、2点目の前年度の本村の高校進学先はとのご質問ですが、4月の本村高校進学先は、公立高校で多い順に黒川高校が23名、富谷高校が5名、利府高校が3名、仙台方面を含めたその他の高校が9名、私立高校では仙台方面が13名、大崎方面が8名などとなっております。

次に、3点目のデマンド型交通はなぜ高校生が利用できないのかとのご質問ですが、デマンド型交通は、デマンド型交通試験運行事業実施要綱上利用対象者を高校生を除く本村に住所を有する18歳以上の方としております。しかしながら、万葉バス及び駒場線を昨年4月から廃止したことにより、これらのバスで黒川高校へ通学していた学生及び昨年4月に入学した学生のうち廃止したバスを利用予定していた学生のみを特例として、デマンド型交通の利用を可能としているところでございます。

また、令和6年度から1人3万円の高校入学等祝い金制度を創設予定ですので、通学

支援の一助になればと思っているところでもございます。

次に、4点目の利用ニーズに合わせてライドシェアや、自家用有償旅客運送を取り入れてはどうかのご質問ですが、今年の6月に予定されている道路運送法の改正によるライドシェアは、自家用車の所有者と自動車に乗りたい人を結びつける移動手段として、バスやタクシーの運転手不足などを補うものと期待されておりますが、タクシー会社の管理の下での実施が条件のようでありますので、将来的にタクシー会社以外の参入が認められるかどうかや、地域の限定はどうかなど、国において、運用状況や効果を検証していくことになっていきますので、国の動向を注視しながら参考にしていきたいと考えております。

また、自家用有償旅客運送については、本村でも昨年3月まで交通空白地有償運送として万葉バスを運行しておりましたが、日中の利用者が少ないため、昨年4月から廃止しデマンド交通を試験運行していますので、より多くの住民の皆様にご利用いただけるよう、様々な角度から検討を続けたいと考えております。

次に、3件目の空き家対策を積極的に取り組む考えはとの一般質問にお答えいたします。

まず、1点目の、村の条件や要綱に掲げる空き家バンクの相談体制・実態調査・データベース化の実態はとのご質問ですが、相談体制については企画財政課が窓口となって対応しておりますが、専門知識が必要な相談もありますので、庁内関係課及び関係団体と連携し対応していきたいと考えてございます。

また、実態調査についてはおおむね年に1回程度、各行政区長さん方のご協力をいただきながら実施しており、この結果を取りまとめ、空き家バンクの登録などへの呼びかけに活用しているところであります。

次に、2点目の本村では対策協議会を設置しているが、その活動実績はとのご質問ですが、本村においてはまだ設置してございません。法定協議会においては、全国的にも設置済み市町村は57%で、設置予定なしの市町村は31%となっている状況です。今後、特定空き家に関する指導や勧告などの措置が必要となることが想定されますので、協議会の設置に向けて慎重に考える必要があります。

次に、3点目の空き家だけでなく、空き地も含めるべきではないかのご質問ですが、条例では、現に人が使用していない土地で村長が適正に管理する必要があると認めたものと規定していますので、空き地も含まれるものと認識しております。この4月からは、

空き家の解消や利活用を促進するよう、空き家の家財片づけと、空き家の解体に対する助成制度の創設を予定してございます。

次に、4点目のホームページで仲介するのであれば、現地見学会まで仲人として村が行うべきではないかのご質問ですが、空き家バンクへの登録物件については、現在も担当職員が可能な範囲内で対応している状況ですが、今後、空き家バンク登録物件数が増えた場合は、職員だけでの対応は困難になるとも想定されますが、可能な限り対応してまいりたいと考えているところでございます。

よろしくお願いたします。

議長（高橋浩之君） 鈴木和信君。

3番（鈴木和信君） 3件ほど出しておりますけれども、ちょっと時間の関係上2件目の高校生のデマンドの利用についてを最初に質問したいと思います。

高校生がなぜ利用できないのかということで、先ほどのお話の中ではデマンド型交通試験運行事業実施要綱というお話がありましたが、私どものタブレットの中には入っておりませんが、これは村で定めておるのでしょうか。お伺いします。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） では、担当課の残間課長より説明させます。

議長（高橋浩之君） 企画財政課長。

企画財政課長（残間文広君） 大衡村デマンド型交通の試験運行事業実施要綱でございますが、こちら令和3年10月1日からデマンド型交通を試験運行する際に告示として定めているものでございます。

議長（高橋浩之君） 鈴木和信君。

3番（鈴木和信君） この中に、高校生を除くと書いてありますが、これはなぜなんですか。お伺いします。

議長（高橋浩之君） 企画財政課長。

企画財政課長（残間文広君） この事業を実施する際、当時はまだ万葉バス等が運行してございました。どうしても日中の利用が少ないということでもありますので、将来廃止等も含めた検討も必要であると考えておりました。その中での試験運行でございます。

こちらにつきましては、当初ワゴン車1台で運行を予定しておりましたので、乗車できる人数も限られるということでもありますので、高校生以下を除くということで試験運行を開始したものでございます。

議長（高橋浩之君） 鈴木和信君。

3番（鈴木和信君） 高校生が乗れないというのはなぜですかとお聞きしているの。18歳未満ということ、小学校・中学校はスクールバス、18歳以上の方については普通にデマンドが利用できますけれども、その間にいる高校生、先ほどもお話ししましたけれども、家庭によっては、例えば黒高に三十何名も行っているわけですから、その中にはどうしても送れないとか、自分で行けないという方もあるわけですから、そういうことについて利用できないというのは行政の公平・平等の原則に反するのではないかと、私思うんですけれども、村長いかがですか。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） 今の質問に対してですけれども、黒高生、今回黒川高校に23名の方が入学している、今年度におきましては十数名の方が入学する予定となっております。やはり、その中で、黒川高校の子供たちだけを送るということがいいものであるのか。また、大和町からバスに乗っていく富谷高校、また仙台市内に行く子供たちもいるということで、その子供たちはどうしているかといいますと、その子供たちはこのデマンドには乗っていないという状況になっていますので、そのニーズも的確に捉えながらやっていかなければならないということで、今のところ試験運行の中でこのような要綱として定めておきまして、その中で、今回どうしてもデマンドを運行するに当たり、万葉バスに乗っていた子供さんだけをまず乗せるような形でやっていこうということにしたということとお聞きしているところでございます。

議長（高橋浩之君） 鈴木和信君。

3番（鈴木和信君） 私言っているのは、だから何でデマンドに乗れないんだと。車が小さいから乗れないということなんですか。そういうことでないですよ。あとはさっきお話ししたとおり、行政は平等・公平の原則にのっとって仕事をしますとなって、村のいろいろな契約書にもそう書かれていますよね。非社会的な関係とか、そういう公平・平等の原則に基づいてやりますとなっていますけれども、片方は乗れる、片方は乗れない、高校生の中でも、そうあったらばおかしいんじゃないですか。

私は、別に黒川高等学校に乗せていけと言っているんじゃないですよ。公共交通機関まで、大衡村に何も無いんだから、そこから例えば吉岡までとか、何か交通機関まで何とか運んでいただかないと、この子供たちは学校に行けなくなるんじゃないですかということですね。

それでもう一つは、だから私立高校に行っている方は、私立高校のスクールバスがございまして、そっちのほうに行くということが、何か親の話では、スクールバス、要するにいろいろな高校に行きたいけれども、そこまでは足がないから行けないので、私立高校に行くということを決めたんですというお話も聞いていますので、その辺ちょっとどう考えているか、お話しいただきたいと思います。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） 今の鈴木議員のお話の中でありましたように、これから一つ考えられることは、ここの大衡役場まで全員が来ていただく、そして大和町のターミナルまで乗せる、そのような形の中だったらできるんでないかということを探しているところがございます。

議長（高橋浩之君） 鈴木和信君。

3番（鈴木和信君） 私言いたいのは、今まで万葉バスとかで、例えば駒場の方がそれに乗って今までは、ここまで来たっていいんですけども、ここまで来る足のない方について村長はどう考えているかということですよ。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） やはり高校進学の際に、そういういろいろなことを考えて、先ほど鈴木議員も言いましたように、結局バスがないために私立に行っているというお子さんがいるというお話もありましたように、やはり公平・平等にするためには、今までは万葉バスが廃止ということで、移行期間ということの2年間はそのような形で家までをお迎えに行って乗せていきましたという形でしたけれども、これから様々、平等・公平になるためには、私立の高校であれどこの大衡役場までは皆さん来るわけです。そういうような中で、全部一緒のような形で、大和ターミナル、そちらまで、富谷高校であろうがどこであろうが高校生として送ることができるような、そのような形でやることできないかということを探しているということでございまして、黒川高校を選んで、ここまでは来られない方といいますと、また今度は範囲がどんどん広がっていきますので、私立高校に行く方々も、ではここまで来られないからここでも全部しなきゃいけないかとなりますと、そのところはやはり、今後ちょっと難しいところがあるんでないかなということをお考えして、公平・平等の中でするのであれば、ここの大衡役場にきていただいて、そこから皆さんを送っていくという形ができないかということを探しているということでございます。

議長（高橋浩之君） 鈴木和信君。

3 番（鈴木和信君） 言っていることがちょっと私と違うと思うんですけども、デマンドは高校生が乗れないというのは、今までの話になるとバスが小さかったりなんざりしているという話ですけども、デマンドは基本的には高校生は乗せないという考えですか。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） 要綱の中ではそのようにはなっております。ですが、いろいろニーズ、2年間準備、試験運行しておりましたので、その中でどのようなことができるかということを探したときに、先ほど言いましたように役場から大和ターミナルまでなら、それぞれ皆さん同じように、私立高校の方もここまで来てスクールバスに乗っている、であれば公立高校に行く方々もそのような形でできないかということを探しているということでございます。

議長（高橋浩之君） 鈴木和信君。

3 番（鈴木和信君） 最終的には高校生も、結果的には村民ですからね。必ずしもここまで送ってくることができないという方もいるわけですから、それが全員というわけではないんですから、やはりそういう方についてはデマンドにも乗れるようにあるべきじゃないかと思えますよね。それで、今まで試行だからということで今まで乗った人は乗せませけれども、これからの人は乗せませんとかね。そうしたらば、万葉バスのときはみんな乗っていたわけですから、逆に言えば交通弱者を最終的には見捨てたのと同じになるんじゃないですか。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） その辺につきましても、今回この一般質問もありまして、いろいろと検討したところであります。兄弟がいた場合、今は乗っている兄弟がいて、兄弟が帰ってきたら、上の子は乗れるけれども下の子は乗れない、それではちょっと違いますよねとかですね。それぞれのことを検討いたしまして、これからですね、先ほども言いましたようにここまで来てここから送るような形にするものなのか、今後それは検討課題だとは思っているところでもございます。

議長（高橋浩之君） 鈴木和信君。

3 番（鈴木和信君） 検討課題というよりも、最終的には村で決めているやつについても高校生を除くと最初から入っていますけれども、最終的には、別に公共交通が走っていないわけですから、デマンドを利用して、全員がというわけではないんですけども、この

実情からしたらこの方についてはやはりデマンドに乗せなきゃいけないということであれば、そういう方については、やはり金太郎あめじゃないですから全部駄目ということではなくて、その家庭によってはどうしても乗らなきゃいけないということがある場合については認めるという考えはございませんか。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） 今、デマンド交通、高校生の登録者リストがございます。その中で、12名の方がいまして登録はしておりますけれども、乗っている方は4名という形になります。その4名の方も、お迎えに行くと当日キャンセルとか様々なことがあって、デマンドの方々もとても困っているということも実際に聞いていることもございます。

けれども、やはり交通弱者、そういう部分では今後、先ほども言いましたように考えるべき、その方によってはそこを特別という形にできるものなのか。そうしますと、私立に行くに当たっても、ここまで来られないからその方もお迎えに行く、私立の時間もスクールバスも違いますので、それにも全部対応ができるかといいますと、それもまた大変なことになるということもありますので、そのところもいろいろと整理しながら、今後の対応策を考えてまいりたいと思っているところでございます。

議長（高橋浩之君） 鈴木和信君。

3番（鈴木和信君） 最終的には、さっきお話をしたとおりその家庭、家庭によって事情が違います。ですから、そういう方については、申請のときにこの方についてはどうしてもデマンドに乗らなきゃ駄目だということであれば、やはり乗せて、公共の足がないわけですから、そういうことを考えてもらわないと困ると思うんです。例えば、親が車も何も持っていないとか、または朝早く両方とも働きに行って、その高校生しかいないとか、そういう特殊な事情がある場合についても、役場まで来てもらわなきゃここから吉岡まで乗せていけないということではね。やはり、村長の考える大衡村住みたいとか、いろいろなことを、たくさんいいことを言っているわけですから、その実現に、そういう方については検討して、場合によっては乗せることもできますというような考えはないんですか。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） 何度も言いましたけれども、場合によってはということがとても難しいところもありますので、これからそのところは検討課題であります。そして、やはり場合によってということの難しさもあると思うんですね。そういうところも慎重に判

断しなければならない。それで、その場合によるという部分が、多分高校生になると、時代が変わっていて、私たちのときは自転車またはバイクとか、公共交通もそのときも高校に行く足はなかったです。昔のことを言ったら、もう全然昔のことには、全然違いますけれども。この間までだと利府高校までアシスト自転車を買っていただいて行ったというお子さんも、3年間通われたという方もいますので。そういうような形で、何かの形でできないかということを探しながらやっていかなければならないのではないかと思っております。

これを、全部乗せないとかなんとかと決めたわけではございませんので、そのところを検討しながら、検討課題としてやってまいりたいということでございます。

議長（高橋浩之君） 鈴木和信君。

3番（鈴木和信君） 検討課題、乗せないというわけではないんですということは、乗せるということで理解してよろしいんですか。私は、全部乗せてくださいと言っているわけじゃないんですよ。例えば、障害を持っている方だっているわけですから、それでどうしてもここまで来られないという場合については、やはり乗せても別に支障ないんじゃないかと思っておりますけれどもね。だから、村長、優しい大衡村でないですよ、そういうことでは。やはり、この最初に決めた高校生を除くといった、こいつは議会に通った要綱ではないですよ。これは村で決めている要綱ですよ。要綱というか、内部で決めているやつじゃないですか、これ。議会で通っていれば我々のタブレットに入ると思うんですけれども、これ入っていないということはそういうことだと思えるんですけれども。

いろいろ話をしますけれども、障害者とかそういう特殊な案件については、申請をいただいて、協議をして認めるということになれば、それは乗せるという考えはないか、もう一度お伺いします。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） そうですね。鈴木議員の言ったようにケース・バイ・ケース、やっぱりそういうこともあると思います。一応今の要綱ですと、障害のある方につきましては、同乗者が必要になっております。デマンド交通自体も、障害のある方を乗せるということとはしていません。そういう部分も加味しなきゃいけませんので、今ここで、そういう方につきましてはデマンド交通を利用した通学の支援をしていくということは、断言できないということになるものでございます。

議長（高橋浩之君） 鈴木和信君。

3番（鈴木和信君） 障害もいろいろあると思いますけれども、学校に行って骨折ってしまって歩けないとか、例えばそういうふうになったりする場合もいろいろあると思うのね。そいつは最初から障害者手帳を持っているような方を、高校生を乗せろと言っているわけではないんですけれども、そういういろいろな状況によっては、親も乗せていけないという方については、そういうふうに乗せることも可能ではないと。何で、高校生だけを乗せないと決めるのかということをもう一回お伺いしたいんですけれども。

議長（高橋浩之君） 鈴木和信君に申し上げます。答弁があまり変わらないようなんですけれども、同じ質問を続けられるのか。一応村長から答弁をもらいます。

村長（小川ひろみ君） けがをした場合にはどうするのか、そういうことを言っていますと、やはりそのときそのときで、結局、ケース・バイ・ケースで決めていくということが、行政として本当にいいものなのか。でしたら、先ほども言ったように、私立の高校の方も、親がもし乗せていかれない、親御様がけがをしてしまった、入院してしまった、そういう方々も、時と場合によってはその期間だけお願いしますということも可能なのか、そういうことも今の要綱の中では入っていませんので、今後そのところも、どのようになってしまうか分かりませんが、模索していきながら考えていきたいということで、検討課題だと言っているところでございます。

議長（高橋浩之君） 鈴木和信君。

3番（鈴木和信君） 検討課題だと言っていますけれども、高校生はもう時期が来れば、4月になれば新しく1年生になったりなんだりしてみんな動いているわけですよ。村長が言う検討をしてといったときに、1か月ぐらいで検討するというなら私は分かりませんが、前向きに検討するのは、いつまで検討するというのか何もない中で、子供たちはどうしていいか分からなくなっちゃうんじゃないですか。その辺は、いつ頃まで検討するという課題にしているんですか。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） 今、デマンドに乗っている方々も、4名の方がいると先ほど申しましたけれども、この方のほかにどうしても乗りたいという、今の段階で、そういう意見はありません。村として把握している事実はないということでもありますので、そのようなところで、もしその途中、途中でですね、障害が出たとか、あとどうしても送れないとか、そういうことがあるという事実が今のところはありませんので、1か月以内にそういうふうを決めるとか、きちんとした形にするということは、今のところは考えていな

いところでございます。

議長（高橋浩之君） 鈴木和信君。

3番（鈴木和信君） 今のところないからいいんですけども、もしあったらすぐ検討してもらおうということでいいんですか。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） いろいろそうやっていますと、やはり同じことの答えになるといいですか、やはりそのところをですね、あった場合にはじゃあどうするんだとなりますと、あった場合には、そのときはそれに対応できるかどうかを、やはり課内で一緒に検討して、その時と場合によって応じていくということになると思われま。

議長（高橋浩之君） 鈴木和信君。

3番（鈴木和信君） あった場合につきましては、課内で検討して、そのように検討してやっていくというふうに理解をしてよろしいですか。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） まだそういう現象というか、そういう事実はありませんけれども、そのときにそのようなことで要請が、保護者の方々、またお子さんから要請があった場合には、検討課題としてやってまいりたいと思っております。

議長（高橋浩之君） 鈴木和信君。

3番（鈴木和信君） この問題につきましては、結構、小川議員も随分やってまいりまして、ここがやっぱり高校生を持ったときいろいろな問題だったろうと思うんです。村長の考えもありまして、そういうようなことであつた場合については検討して対応していくということでございますので、ぜひ、そういう方向で高校生にもデマンド交通なりの利用ができるように、ひとつよろしくお願ひをしたいと思います。

あと13分しかなくなりまして、2問残っておりますけれども、もう一つ聞きたいのは、やっぱり物価高騰ですね。村長もいろいろ、今、物価がどのぐらい上がっているかという、2年前と比べますと10%、物によっては20%上がっているということで、大企業に勤めている人はそれで給料上がっていますけれども、生活困窮者といいますが、年金もらっていたり、中小企業やなんかですとなかなか給料上がらない方もたくさんいますよ。大衡村にも、収入が少なくて生活保護をもらうレベルになっている、収入が少ない方もたくさんおられまして、実際もらっているのはその中の30%ぐらいしかもらっていないというようなお話を聞きました。あとの60%については、さっき言ったとおり土

地持っているから、家持っているからとかいろいろなそういう要件に合わないことでも
られないということですが、これからどんどん高齢者とか、年金暮らしの人が非
常に増えていくわけですから、そういう方々だって結果的には生活をしていかなきゃい
けないし、消費税は全員にかかるわけですからね。なかなかうまくいきませんので、非
課税の世帯につきましてはやはり幾らかでも生活を支援するという事で、基本料金、
水道料金という話ではないですけれども、基本料金についてはこれまでも実績あります
から、下げるといふか、基本料金を支援していただくことについてはお考えありません
でしょうか。再度お伺いします。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） 水道料金の減免の実績が令和2年度にございました。先ほども多分、
私の答弁のときにもお話ししたと思いますけれども、令和2年5月、あと令和2年6月、
3か月間やったということですね。3か月間で1,765万710円という金額を減免したとい
う実績がございます。

この減免ということは、生活保護世帯は全部減免となっていますし、いろいろな要件
によっては減免、もう既にされている方もいらっしゃるというような状況もあります。
そういうような状況もありますので、その対象者となる方が何人いるかといいますと、
ほぼ、その中ではないというような方で、ないという実績が課からの報告もございま
すので、これから財源があり次第、やはりそういうことで皆さんに、私は、今回大きなプ
ロジェクトとして大きな企業が来ることになりました。やはり、これから、今まで住ん
でいた方々のほうが私はとても大事だと思っています。企業さんもですね、大きな投資
額の、何千億というお金がありますけれども、そういうのに来てくださる方も大事で
すけれども、今まで一生懸命大衡のためにやってくれた企業様、そういう方もとても大事
だと思っていますので、その中でやれる範囲で、できるときには、財源の余裕があるとき
には、やってまいりたいと思っているところで、全体的にもいいのではないかなと思っ
ているところでございます。

議長（高橋浩之君） 鈴木和信君。

3番（鈴木和信君） まさに、半導体の大きい会社が来て、大衡村非常に潤うんでないかとい
うお話もあります。だけど、片方では今言ったとおり高齢者の世帯とかなにかについて
は非常に生活が苦しいわけですから、やはりそういう企業が来てよかったねと、おかげ
さんで本当に生活の支援をいただいているというような、そういうことになればすけ

れども、企業が来た、交通渋滞にはなった、何にも地元にメリットはないという、そういうお話を、この間地区懇談会やりましたけれども、我が地区にはどういうメリットがあるんですかということも、たくさん村長も質問されたと思います。そういうことからして、必ずしろというわけではないんですけれども、やはり、そういう生活困窮する方々については、2か月、3か月分でも結構ですけれども、そういう考えをぜひ持っていただきたいと思いますが、再度お願いします。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） 先ほども申したように、やはり今こうやって大衡を支えていただいた高齢者の方々は特にですね、今まで何十年、大衡のために様々なことをしていただいた方に私は敬意を表するところがございます。そういう方々を大事にしていくのが一番行政の務めだと思っておりますので、今後財源があるときには、皆様に本当にここに住んでよかったと思われるような、そのような施策をしていきたいと思っております。

議長（高橋浩之君） 鈴木和信君。

3番（鈴木和信君） 本当に、小川村長になってから、皆さん、住民の人たちも非常に喜んでおります。よかったねということ、女の村長でいいねということで、いろいろ私もたくさんそういうお声を聞きます。それで、やはりこういうことについても一つの要望でございますから、大衡村は潤うこと間違いのないわけでございますから、ぜひ生活のそういう非課税世帯といいますか、そういう方々についても、少しでも足しになるように再度検討をよろしくお願いしたいと思います。

あと、3番目の空き家でございますが、先ほど協議会は設立をしていないというようにお話でしたが、なぜ設立していないのかお伺いします。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） 担当課長に説明させます。

議長（高橋浩之君） 企画財政課長。

企画財政課長（残間文広君） こちらの協議会でありますけれども、空き家法の法律上は協議会を設置することができる規定となっておりますので、必須義務とはなっておりません。しかしながら、大衡村の空き家対策の基本計画、こちらを令和3年に策定してございます。その計画上、協議会を設置することになっておりますので、それに向けていろいろ考えておりますけれども、こちらの協議会の構成メンバーでありますけれど

も……（「時間ないから、詳しいこといいから」の声あり）こちら、協議会は専門職ですね、法務関係、不動産関係等、学識経験者を構成メンバーとして設置することができる規定となっております、まだ大衡村は設置しておりませんが、今後ですね、この協議会は空き家を管理する上での村からの指導勧告なりそういった措置の意見を聞く場というようなことでありますので、よそ様の不動産に対してそういった措置を行うこととなりますので、慎重に協議する必要があるだろうというような目的の協議会となっておりますので、現在こちらの協議会も、先ほどお話ししたようにいろいろ慎重に検討しなければならないということでありましたので、現在のところ協議会は設置してございません。

議長（高橋浩之君） 鈴木和信君。

3番（鈴木和信君） 設置することで決まって要綱なり条例になっているわけですから、結果的には相談が、実際的に相談を受けてどうしたのといったとき、協議会もないし、個人の判断だけで皆やってしまうことになってしまいますから、やはり条例なり要綱があるんですから、きちっとそういうふうの中に書かれているものは実施するようにお願いをしたいなと思います。

よその、大和町でもどこでもそうですけれども、いろいろなチラシから何からたくさん出ているのは見ていますよね。大和町はこうやってやっていますよ。大衡村は何もありませんけれども、もっとも協議会ないんですからあれですけれども、やっぱりつくって、今から、60件もあるんですよということですから、それを結果的には調査をしたりなんなりということをしないと、さっきお話しした半導体の、住居の足りない分を補填するとかなんかというのが全然できなくなりますので、やはり自分たちが決めたことについては、一応、そういう協議会とかなんかもきちっとつくってやるべきだと思いますけれども、村長いかがですか。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） 今回このご質問がありまして、この協議会というのをつくっていないということ、私も初めて分かったところでございます。そんな中で、この協議会が本当に大衡村として必要であるか。やはり、全国的に見ても設置のところは57%ということで、設置なしが31%というところがございますので、その内容はどういうものなのかということも含めて考えていかなきゃないという部分もあります。

また、石巻では空き家の離し方の相談という部分で、民間の方々がいろいろやられて

います。やはり、行政というのは型にはまった形ではできませんので、この民間の力をお借りして物事をやっていくということもとても大事なことになると思ひまして、私これを職員の担当の係のほうにやっているとこゝろでございます。

そんな中で今回、空き家の片づけ支援ですね、4月から、皆様からご了解があれば、空き家対策、片づけと空き家解体に対する補助制度を設けたいと思ひていますので、そちらを活用していただきながら空き家対策をしてまいりたい、そのように思ひているとこゝろでございます。

議長（高橋浩之君） 鈴木和信君。

3番（鈴木和信君） まさに空き家法改正になりまして、各自治体でも代執行までかけられるような法改正になっております。ですから、それぞれ六十何件区長さん通じて調査もしておりますし、毎年、おおむね1年に1回と言ひますけれども、これまで何回やったか分かりませんけれども、いづれそういうことをしながら、基本的には半導体会社の、例へば足りない住居に充てるとかなんかということもいろいろ考へていただきたいと思ひます。何せ、そういうことをしていかないと、せつかく大きい会社が来ても住むところもない、何もなし、交通は渋滞するということで、何もいいことが地元にはないということでは、村長、困りますよね。やっぱり、住んでよかったという村長の方針でございます。今日の施政方針、すばらしいものがございました。本当に、明るいというのは、今年漢字一文字ですよ。まさに明るい大衡村をつくるためには、やっぱり村長、有言実行だと思ひます。また、村長のやる気スイッチというのを入れないと、これ、うまくいかないと思ひます。ですからそういうことも踏まえて、やっぱりいろいろみんなで協議をして、足りない分についてはみんなで応援してやっていくような体制を取って、今日の質問の実現をやっていただきたいと思ひますがいかがでしょうか。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） 本当にありがとうございます。多分お褒めの言葉をいただいたと理解してよろしいのかどうか分かりませんが、私も、やはり就任して約1年がたちました。様々な課題があることもこの立場に立ちまして初めて分かりましたし、様々な住民の方々にやはり耳を傾けて、今回地区懇談会そういうものも開催したとこゝろでございます。やはり人の話を小さな声でも聞いていく、そういうことをこれからも実行していきまして、やはり皆様が本当にこの大衡に住んでよかった、大衡に住んでいてよかった、そう思われるようにやっていきたい。そして議員の皆様にも、いろいろとお力添えを、

今後もしていただきたいということをお願いいたしたいと思います。ありがとうございます。

議長（高橋浩之君） 以上で鈴木和信君の一般質問を終わります。

ここで休憩をいたします。

再開を13時15分といたします。

午後0時17分 休 憩

午後1時15分 再 開

議長（高橋浩之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

通告順位2番、佐々木金彌君。

10番（佐々木金彌君） 通告順位2番佐々木金彌です。私は通告しております2件について、一問一答方式でお伺いします。

1番目、大衡村をこれからどのように運営していくのか、2番目が、役場内の行政組織機構再編についてと、この2点であります。この2件は、令和5年11月17日の第7回大衡村議会全員協議会において、村長から提示された件であります。

第1点目、小川村長が村長に就任してから1年になるところでございます。その間、村と住民、取り巻く環境、大きく変わろうとしていますね。特に、11月14日に台湾企業P S M C、それとS B IホールディングスでつくるJ S M C株式会社の準備会社と、村長、知事、これが協定を結んだということで先ほど来から話題になっておりますように、投資額が8,000億から9,000億円、そして従業員が1,200名程度と。何よりも令和6年より工場が着工され、そして令和9年には操業が開始されるという予定だということが発表になっております。これは半導体のウエハー、基盤づくりということで、しかも研修は仙台市内でないかという声まで上がっている状態だと思えます。その先進例として熊本県の例があって、4,760億円で、今年操業されるということまでもうなっております。しかも3兆円規模のものが、第2工場を入れるとなると。そして特に、国からの補助金も3分の1近くが出るということが新聞等で発表になっております。大衡にとっては大きなビッグチャンスであり、逆に他の市町村でも声を上げて、企業誘致等、住宅対策等、いろいろなことを検討しているのが現状かと思えます。これが変わりゆく大衡の第1点目でございますけれども。

そのほかとして、私は農業関係、農家にとって大変厳しい状態になっていると。お分かりのとおり、5年間のうちに水田であることを証明するために水張り1か月やりなさいと。でなきゃ補助金を削りますよと。これは国の政策として大転換だと思います。財務省の方針でこんなことが決められたということでもありますけれども、これらに対して大衡村としてどのように対処していくのか。これが2点目、大きなところであります。

3点目として、いろいろな生活圏としてお伺いするわけですが、4号線の拡幅、それから、県道北四番丁大衡線ですか、こういったものの工事が進むという状態を含めて、地区計画等も進んでいることでしょうけれども、国道沿線の開発や事業、そしてまた大衡村として住民から一番要望のある点が商業、サービス業、医療機関とかですね。そういったものに対してどのように考えていくのか。大衡村としては施策は何もないのかという点でございます。まず、そういったものに対してお答えをいただきたいなと思うわけでございます。

最後には、それらに関連する事業として、いろいろな企業が来るとは思いますけれども、道路の整備もそうですけれども、住宅対策とかそういったことも村としては考えなきゃいけないんじゃないかと。1,200人のうち何人大衡に住むか分かりませんが、ただ通勤圏内になることは間違いないと思います。仮に、1,000人の就業が始まって、3交代制で24時間操業すると、そうすると考えられるのは4班体制で250名ずつが3回移動すると。行ったり来たりで500人が動くということが想定されるわけです。そして、それらの人たちの住む住宅、アパートとかに対してもどのような考えがあるのかと。そういったことも含めて、いろいろなお話を、これは村長なり担当課が熊本に行って実際見てきて、そして3年間で大きく変わった現状を見てきて、どのような感じだかということも含めて、お伺いしたいわけです。私たち議会も、執行部と一緒に、そういったことを真剣に考えながら、村づくりをしなきゃいけないなと思うから、その点を含めてお答えをいただきたいと思うわけです。

2番目が、行政組織機構再編についてということでございます。

これも11月17日全員協議会で提示されまして、まだ早いんじゃないかと、もう少し検討したらどうかという話が出まして、議会の正式議題としては出されないで検討になったと思っております。

その際に、今の9課1局6室を12課にしたいというお話がありました。それは企画財政を2つに分けると。健康福祉の室を課にする、子ども室ですね、家庭課にすると。そ

れから都市建設を上下水道と2つに分けると。この中で、上下水道課、企業会計ということで分類したほうがいいのかなどという話は分かる。それから、子ども・子育てのほう、国の施策として室から課に上げてはどうかというのは分かります。もう一つ、現在では企画で計画を立てて、それぞれの担当課で実際に行っていると。今、私たちが思うには、特に私の感ずることであれば、私たちの目から見ると、課によって大きく、大変だなど思う点と、これはスムーズにこなしているんだなど思っているのが、2つに分かれる課の再編ではないかというのは分かります。というか、私は感じるわけです。ただそれを、去年から再編の検討委員会みたいなのをつくったよと、そういうことで提案されましたけれども、議会のほうではちょっと審議が足りないのではないかと。それから、私が思うに、中身的にこの課をどういうふうにしたいと、分けるにしても、任務を担当する者の仕事内容、そういったものをはっきりさせてやれば、現状からちょっとステップアップしたぐらいでやれるのではないかというような考え方を持つ次第です。

まずもって、村長のほうですね、何回ご相談、3回でしたか、課長会議で相談したということでございますけれども、そういったことの具体的な計画、どこの課を何すると。また、全協の際もお話が出ましたけれども、同じ人間が構成するのであって、課の配置を変えただけで仕事が進むのかという疑問点があるような話も出ました。また、本当に村の仕事を充実させていくのなら、少しは職員数を増やしたほうが、逆にいいんでないかというような声も内輪ではあったんです。それから、具体的にどこの課にどういう目的を持って、人事の配置をですね。聞くところによると、課長でなしに課長補佐なりを増やすような計画がおりのようなこともちょっと聞きましたけれども、そういったことも含めてまずもってお伺いしたいなと思います。よろしくお願ひします。

議長（高橋浩之君） 村長、登壇願ひします。

村長（小川ひろみ君） それでは、佐々木金彌議員の一般質問にお答えをいたします。

まず1件目の村をどのように運営していくのかというご質問でございますが、本村への半導体産業の進出が決定する中で、農業の転作関係や住宅地、商店、医療機関などの不足が、先月まで開催された地区懇談会に出席された方々からもお話が出ております。

特に、転作の水張りルールに対しましては、農家の皆さんの懸念材料になっていることがこれまで以上に実感できたところでございます。

なお、今回の懇談会におきましては、住宅地の確保策として五反田・亀岡地区の地区計画の見直しなどについても説明させていただきましたので、ある程度のご理解をいた

だけたのではないかと思っているところでもございます。

今後、半導体工場の立地に伴い、本村も大きくさま変わりしていくものと思われませんが、現時点では同工場の規模なども不明ですので、村といたしましてはまずは半導体産業の集積により必要とされる需要の情報収集を行い、適時的確な政策を打ち出せるよう努めながら、誰もが笑顔で生き生きと暮らし、夢をかなえられるまちづくりを目指してまいります。

2件目の役場内の機構再編について何うとの質問にお答えいたします。

令和6年度に向けて、下水道会計と浄化槽会計が法適化されることや、児童福祉法及び母子保健法の改正により、市町村においてこども家庭センターの設置が努力義務とされることから、行政組織機構再編検討委員会を昨年10月から開始、検討してきたところでございます。

都市建設課の上下水道係につきましては、国道4号拡幅工事に伴う上下水道管の移設や、今後老朽化した管路の更新事業を検討しなければならないこと、下水道と戸別合併浄化槽の2つの特別会計が企業会計へ移行することなどから、都市建設から独立させたいと考えたものでございます。

また、現行の子育て家庭総合支援拠点と、子育て世代包括支援センターを一本化し、さらなる機能強化を図るこども家庭センターの設置につきましては、努力義務とされているものの、村の宝である子供たちは様々な問題を抱えており、センター機能と教育委員会との連携を図る上でも、子育て支援室を独立した課として昇格をさせることが望ましいと考えておりました。

さらには、これからの村の政策立案を推進、拡充をしていくためにも、現在の企画財政課の企画部門を独立させたいと考えたものです。

平成28年度の大規模な機構改革から8年が経過し、その間、各課の業務内容も大きくさま変わり、制度改正のほか求められる行政サービスのニーズは高まる一方ですので、各課の状況を確認した上で、課の再編案をさきの全員協議会においてご説明させていただいた次第でございます。しかしながら、説明が不足したことから議員皆様のご理解を得ることができず、令和6年度からのスタートは断念したものであります。

令和6年度におきましては、事務事業の再配置や、人員の適正配置を行うとともに、さらに庁内で検討を加え、機構改革を行いたいと考えてございます。

以上です。どうぞよろしくお願いたします。

議長（高橋浩之君） 佐々木金彌君。

10番（佐々木金彌君） それでは半導体関連について、まずもってお伺いしていきたいと思
います。

村長と担当課長は、熊本県の菊陽町に行って、操業直前といえば同じような時点で
すね、その町の変化、発展してきた姿を見てきたと思います。そういった意味で、大衡
との、鉄道があるとかそういった差はあるかもしれませんが、地元の人たちの話とか役
場です、そういった方々、あるいは企業と話ししたかどうか私どもは伺っていませ
んけれども、そういった点でどのように見てきたか、まずお伺いしたいと思います。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） 1月31日から2月1日にかけて、私の公務の関係もございまし
てとんぼ返りという形で帰ってきたところでございます。大和町と一緒に仙台北部中核都
市建設連絡協議会というのを設けておりますので、そちらのほうで大和町長も一緒に、
あと大和の各課の担当、その方々で行ったところでございます。

菊陽町は、総面積は37.46平方キロメートルでございしますが、人口の規模は、本村は
5,600人に対しまして、4万3,337人という、これは令和2年の国勢調査でございすけ
れども、その時点の人数でありまして、規模的にはとても大きな町になっているところ
でございす。大和町と富谷町のちょうど間ぐらいの大きさといえましょうか。そのよ
うなものだと感じてまいってきたところでございす。

また、菊陽町様は、先ほど金彌議員が言ったようにJRもありまして、町内には3駅、
今は新しい駅を1駅、今、新しくしているところでございまして、また、熊本空港にも
車で20分、また九州自動車道もある、インターチェンジもあるという、工業地帯にして
はとても便利なところ、立地条件としてもとてもTSMC様にとってはいいところでは
なかったかなというような感想でございす。

また、ここは計画地は農地であったため、農地を整備しての工業団地という形でやっ
ていたところでございす。大衡村とも似ているところは、ソニー様が隣にありまして、
TSMCさんが縦に、道路に側面して700メートル、そして横は300メートル、高さは
50メートルという膨大な企業様でありまして、道路挟んで反対側は大規模なキャベツ畑
というようなことで、びっくりしていたところでございす。本村とも、またその辺り
は違うところだなと思ったところでございす。

人口的にも違いますし、また今回このTSMCさんが来ることで、菊陽町の場合は井

戸水を使うということもございますので、私たち本村は工業用水ということで、そこもまた違いもございますし、これから、様々なことを勉強してまいりましたので、そちらを本村として当てはめることができること、そしてできないことがありますので、そちらをきちんと色分けをしながら、今後のニーズ、そのようなものに合ったものにしてまいりたいと考えてきたところでございます。

議長（高橋浩之君） 佐々木金彌君。

10番（佐々木金彌君） 大衡との違い、確かにそのようなものであろうと、テレビなどにも映ったというような話も聞いておりますけれども、ただそういった中で、2年半近くかけて工場操業という経緯は、多分大衡においても同じでないかなと私どもは考える状態なんです。そして、国からの補助金等も恐らくそんなに変わりなく出てくるだろうと思っておりますけれども、これはまだ予測の段階ですけれども、県のほうで、村長の最初の1回目の答弁のとき、県のほうの状態も分からないんだということで、大衡としても対策立てられないといったニュアンスの言葉をお聞きしましたけれども、ただ2年半で必ず変わると分かっているんですから、多分やっぱり大衡としても受入れ体制なりなんなりということは考えなきゃいけないんじゃないかなと。道路にしても、住宅地にしても、あるいは関連の企業にしても、情報を入れて、やっぱりそれに対応する措置を取らなければ、大衡村は残ってしまうんじゃないかなと。住宅地などは特にないというのが、1,000人規模のやつを恐らく受けられないと。逆に周りの大和なり富谷なり仙台あたりが、大崎も、口を開けて待っているという状態だろうと思います。今、大衡としてもそういった手を考える必要があるんでないかなという意味で、改めてお伺いします。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） 今のご質問でございますけれども、今インフラ整備、菊陽町の町長様とは昨年の10月に様々なことでお会いすることができまして、いろいろなご教示をいただいているところでございます。町長様からは、村長、一番最初にするのはインフラ整備だと。とにかく交通渋滞が大変になるというご教示をいただきました。その中で、やはり私も、今回、国道4号線の拡幅工事がなかなか進まない状況でございましたので、そこには県の知事にも、これは違います国のほうです、国のほうに要望という形で行きまして、強く要望したところでございます。国交省、そして大臣、そういうところに直接お会いして、とにかく4号線の拡幅工事を進めていただきたいと。そうしなければ今回このような半導体というのが急に、本当にビッグニュースという形で参りましたので、

ここをやっていかなければ、私たちとしては住民の方々への、やはり様々なことにいろいろ関わってきますので、やっていただきたいということを強く要望したところでございます。

そんな中で、今般、令和6年度予算として6億円から19億円という予算がつけました。先日、私のところに来たところです。国のほうの道路の予算としては一番大きな財源がつけました。やはりそのことはとてもうれしいことですし、今後、今、河原から蕨崎、三本木境まで行っていますけれども、河原から今度は爪木までの、長さが5キロありますけれども、5キロの区間を水道管、あと下水管、そういうものも老朽化しておりますので、その部分も入替え、そういうような工事しなければなりませんので、相当な工事になるような形になりますし、期間も決められてきますので、課としても大変になりますけれども、とにかく頑張ってやっていかなければならないと思っているところでございます。

また、大衡仙台線につきましても、今は宮床まで来ておりますけれども、そのところも4車線化で、とにかく大衡からでもいいですので早期の開通を、県知事にも要望しております。また、キタセキから衡下集会所までの信号までが県道になっておりますので、そのところも4車線化を強く要望しているところでもございます。

また、住宅地につきまして、大衡村では家を建てる場所はないんじゃないかというご質問もございました。その中では、いろいろと今回、五反田・亀岡地区の地区計画、また、河原・座府の都市計画も進めておりますので、その中で、まずはやっていきまして、またそのところをどのように大きくしていくかを、これから様々な住民の方々も含めた委員会もこの議会が終わった後に設けまして、これからの大衡の未来図といいますかそういうものを、行政、また議員の皆様からも何名か、そして、地域の皆様からも募集をいたしまして、その中でいろいろと考えてまいりたいと思うところでございます。

議長（高橋浩之君） 佐々木金彌君。

10番（佐々木金彌君） お答えいただいたとおり、まずもってインフラ整備、そして住宅整備なりができるならという、そのとおりだと思います。

それと同時に、さっき村長、農地を工業団地にしたという点は分かるんですけども、大衡において一番今までの段階で課題になっていたのが、4号線拡幅になって整備されても、それに絡んでいわゆる住宅建てられるかどうかという調整区域の外すかどうかという問題、議論がなかったわけじゃないんですよ。ところが、一切、富谷、大和辺り

が進んでからでないかというその一言で削られてきたような感じがします。そこでお伺いしたいのは、大衡としてそういった切なる要望、そういったものを声を出して上げないことには全然前向きに進まない。だから、前の、いつの時点でどのような要望を出しているかということを含めて、これらの対策について声を上げる必要があるんじゃないかと。もう、今の段階になると、これ審議会開かれるのは5年先とかそういった状態だろうと思いますけれども、この間、大衡村の、この間審議会があったわけですね。都市計画審議会というのが開かれたと思うんですね。ところがそれを上回る段階で、やっぱりそういった仙塩というのが縛りがきついという意味で、改めてお伺いします。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） その市街化調整区域、仙塩都市計画については、課のほうから答弁させます。

議長（高橋浩之君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） ご質問ありました都市計画の関係でございますが、大衡村は仙塩広域都市計画ということで、広域都市計画の中で今後予測される人口フレームですとか、商業フレーム、工業フレームを踏まえてどのように配置していくかというような形で都市計画が進められておまして、大衡村は北部地域ということで、主に産業、工業系の部分のエリアに位置づけされておまして、その成果もあって今般、これまで自動車産業の集積ですとか、半導体産業の集積という形が進んできた状況であります。一方で、ご質問ありますとおり住宅関係につきましては市街化調整区域の部分でなかなか進んでこなかったということでございます。

この部分につきましては、市街化を促進するためには非常にハードルが高いというところがありまして、というのは、人口フレームがどれだけあるかという部分と、それを事業を確実に実施するという計画を立てないと市街化を促進できないというところがありまして、なかなかその辺は踏み出せていなかったというところがあります。

ただ、人口減少が大衡でも進んでおりますので、そのコミュニティーを維持するという観点で地区計画の策定を進めておまして、その中で今、五反田・亀岡地区の拡大を進めておりますし、さらには河原・座府地区の地区計画を進めておまして、こちらはこれから地域の皆様とお話合いをしていくところではありますが、住宅地の設定ですとか、商業地の設定を皆様と話合いをしながら進めていきたいということでございます。

議長（高橋浩之君） 佐々木金彌君。

10番（佐々木金彌君） 人口が変化しないと駄目でないかというご意見のようにお伺いしましたけれども、この問題はそういった開発なりを考えた際、大衡に企業が来るのは、これは本当のことを言えば20年遅れて来たわけですね。バブルがはじける前に来る予定が駄目になったということで、今になって逆に開発されないからトヨタが来た、こういったものが来たというような話もありますけれども、私から見ると20年遅れた事業だったと思って間違いないと思います。ですから、その辺も含めて、これからやっぱり仙塩についてはあと5年先かもしれませんけれども、今のうちから綿密な計画なりなんなり立ててもらって、商業地区なりあるいは医療関係なりの施設等も、跡部村長のときは一時的にそういった計画もありました。でも、頓挫したような形で、あの計画どこ行ったのっしや議員さんと聞かれる声出ますけれども、ちょっと無理だなと。やっぱりこれもリサーチ入りますし、採算に合わない企業なりは来ないという現実があると思います。そういったことも含めて、でも大企業が来て税金が入ると喜んでいて、それだけではないものではないだろうなと。吉幾三さんじゃないですけども、何もない村になってしまっただけでは、住民にとっては税金が入るからいろいろな事業ができる、あるいは税金軽くしてもらいたいという話がありますけれども、現実的にはそんなに住民に対して豊富な金を使ってやれる問題ではないと思いますね。やっぱり、それぞれの変化に対応する形が必要だと思います。そういった意味で、沿道サービス、そのようなものに対して、改めて何らかの計画があるかお聞きいたします。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） その中で、今の質問にお答えいたします。40年人口、日経新聞でございまして、13年の推計比で大衡村50%増として、東北の自治体で一番増えている、50.3%の増加率ということが打ち出されました。今皆さんのタブレットのぼうにこちらの新聞記事があると思いますけれども、このような掲載がされました。こういうことによりまして、今、金彌議員からお話があったように変化に対応しなければならない、ということがあると思っております。

ただ、いろいろな方々、今回この大手の企業様が来ることによりまして、様々な企業様が私のところに来客されております。本庁のほうに来ていただいております。その中のいろいろなお話を、リサーチをやはりまとめてみますと、菊陽町ですけれども、今回台湾の方々が土地を買って家を建てます。5,000万円は全部キャッシュです。五、六千万円の建物はキャッシュです。ただ、そこに住むのは二、三年、そして住民票は移さな

い。そういう方々が住むということになりました。そのことは、やはり町として、どんどん宅地の造成をすることによって、住民票がなく、ただ結局二、三年たって、五、六千万円の家を建てたままで、もしかするとそれが空き家になってしまう、そういう問題も出るのではないかと危惧している部分も今回改めて分かったところでございますので、様々なニーズの変化には対応しなければなりませんけれども、その中でも、今度はそのれに対する様々な事情ですね。先進地がございますので、その事情をきちんと確認した上で、これからの大衡村の在り方を考えていかなければならないと想っているところでございますので、ご理解をいただきたいなと想っているところでございます。

議長（高橋浩之君） 佐々木金彌君。

10番（佐々木金彌君） もっとお聞きしたいこともありますので、私もいろいろ通告していますので、農業関係について次にお伺いします。

今一番農家が困るのが、この5年間に1回水張りしなければ農地としてみなしませんよと。国の施策として、いろいろなことで畑地化を進めてきて、いきなり方針転換して、もう荒れているのはいいけれども自分で管理しなさいよ、補助金は出しませんよという、そういう通告をされると農家の人は困ります。ただ、農家でない人はいいんじゃないかと言われてたり、あるいは今一番、委託とかですね、生産組合とかの大規模農家をやりなさいとお金を出してやっている中で、そういった人たちも大きく集めた中で、そういう集積なりをした結果、作れない、認められない田んぼが出てきているということになったら、今出ているのが3年間だけ契約して後は返還しますよというような声も聞こえております。そういったことに対して、どのようなお考えなのかお伺いしたいと思います。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） 今回、地区懇談会におきまして、地域計画について様々な議論をしていただいたところでございますので、その詳しい内容、そして今の答えについては産業振興の渡邊課長から答弁させます。

議長（高橋浩之君） 産業振興課長。

産業振興課長（渡邊 愛君） 5年の水張りルールについては、今村長から話がありましたとおり地区懇談会ということで各地区を回らせていただきまして、皆様方から心配の声なりをいただいているところでございます。そういった声も含めて、いろいろ国、農政局にもこれまで現状については要請をさせていただいてきたところでございますが、現時点といたしましては、そのルールについては変更されるような動きは出ていないところ

でございます。ということを受けまして、先般開催いたしました村の地域水田農業推進協議会では、協議会の単独の助成といたしまして5年水張りルールに取り組んでいただきます農家に対しましては、金額にして10アール当たり3,000円ということで、水張りルールをしていただく水田の助成ということで打ち出させていただいたところでございます。

また、現在検討段階ではありますけれども、現在産業振興課で受付とさせていただいております村の農業環境整備支援事業補助金の中で、この5年水張りルールに対応した施策といたしまして、用水機能の回復整備、ポンプ等の整備ですね、さらには貯水機能の回復整備、畦畔等の再設置等に関する補助を検討しているところでございます。メニューとして追加することを検討しているところでございます。

先ほども申し上げましたとおり、国のルール等は変更される見通しが立っていないという状況でありますので、村といたしましてもそういったものに対応した、農家の方が対応していただく際の支援策ということで考えているところでございます。

議長（高橋浩之君） 佐々木金彌君。

10番（佐々木金彌君） 大衡村農業についても、農家についても厚い支援をやってきたという評価があったと思います。今回も、今お話が出たように、環境整備のお金を使ってはどうかということとかありますけれども、10アール当たり3,000円では本当に大変な金額だろうと思います、農家にとっては。逆に、今問題とされるのは、大体1反歩以上の、10アール以上の水田に水をかけなきゃないと。そうすると、例えば3センチ、5センチかけるにしても大型ポンプでなきゃ駄目だろうと思います。そういったものを村なりで貸出しするような方向の検討ですね。大量に水がないと、雨降ったときとかならできるかもしれませんが、そういったことに対応するような方策がもしあればという検討もしていただきたいなど。そしてまた、国の方針だからといっても、やっぱり大衡村としては、どなたがそういう確認をするとかですね、対応しなきゃいけないかなと思うんですけども、それらについてはどのようなお考えか、簡単にお伺いします。

議長（高橋浩之君） 産業振興課長。

産業振興課長（渡邊 愛君） 現在、各農家の皆様方から令和6年産の作付についての実施計画書というのをを出していただいているところでございます。それらの中に、令和6年度において水張りについて実施をしていただくかどうか伺う項目もつけているところでございます。

実際に、それをどのように確認していくかということでもありますけれども、確認につきましては村でさせていただくことで現在ご説明をさせていただいているところがございます。最低でも1か月以上の水張りをしなければならないというルールとなっておりますので、開始のときと終了のときということで、2回村で一筆ごとに確認をさせていただくということで、大変、職員といいますかこちら側に対しても負担が多いわけでありましてけれども、一概に皆さん一斉に取り組むということでもありませんから、その辺は調整しながらということになるかと思っておりますけれども、そういった確認をさせていただくということもございます。

先ほど、議員おっしゃられた水の深さの関係についても、国からの基準によりますと作付と同等の水張りをしてほしいということでもございまして、当然、言うまでもなく雨水等ではなくて用水による水を引いてもらいたいという。それで、一部ではなくて、その水田全体に引いていただきたいという項目がございますので、それらについて、確認をさせていただく。さらには、農家の方々には様式等もお示ししたいと思っておりますが、その管理についての日報等をご面倒でも出していただくというようなことで、確認作業を取らせていただければと、現時点では考えているところもございます。

議長（高橋浩之君） 佐々木金彌君。

10番（佐々木金彌君） これをいつまでも言っていられないんですけれども、村で今、農家にアンケートをやっているという状態だろうと思います。そういったことも含めて、今課長言ったように大変な、水の確認だけでもこんなに、1か月張っているなんてことは普通の水田でもできないんですよ。普通の水、田んぼ作る、稲を作る状態と同じ経緯でなければ、そういったことは何か、正式にやるならできないんですよ。その辺は、改めてまた別にお伺いする機会あると思っておりますけれども、いずれにしても農家に対してのそういった救いの手を伸べる施策を、大衡村としても考えてもらいたいと。子育てとか、企業とか来るのもいいけれども、やっぱり村のもともとの基幹産業は農業であるということには変わらないと思いますので、その点をお願いしたいなという。お願いすべきでないというのは分かっていますけれども、やっぱり考慮すべきでないかと思っております。

時間少ないので、今度2番目の機構再編についてお伺いしたいと思います。

9課1局6室という状態から12課にしたいという提案でございましたけれども、これら議会としては段階的改革はどうかという話が出ました。そして、その中でシミュレー

ションやったのだらうけれども、メリットとデメリットについて検討したのかということでございます。何というか、住民要望によってこういうふうに応えるためにやるんだという村長のお答えだったと思いますけれども、その中で人件費とか予算とか、そういったものも全然示されない状態で課をどうするのか分からないんだと。そういう機構図みたいなのを提案できないのかということで、改めてお伺いします。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） 委員会においてやはりこの機構改革について説明があり、また全協におきまして私から説明をしたという経緯がございました。私、約1年になります、この政策を出したときは今回の前の全員協議会、年が明けてからの全協でございました。そこでやはり、8か月近く村長という立場になりまして、やはりいろいろな国の施策、様々なことを、先ほども答弁では言いましたけれども、水道事業、浄化槽会計法適化、様々なことがございましたので、ぜひこのところは2つに分けなければいけないなと思ったところ、また、子育て支援、こちら子ども家庭センターの設置が求められるという国の方針によりまして、やはり健康福祉から離すべきだろうというような考えに至ったところでございます。大衡村、やはり子供の、それぞれの環境、昔の大衡村とはまた違うような形になっているのが実情、現場の声にやはり応えなければならない、そのところも感じたところでありましたので、今回このような形で示したところです。

また、企画財政課につきましても、この大衡村に物すごいビッグチャンスが来たわけです。まさかこのような大きな企業様が大衡村に、11月ですね、このようなことになるとは夢にも思わなかったことが来ましたので、企画の部分を強化しなければ、これからの大衡村、先ほど金彌議員からもあったように、やはりビッグチャンスを逃すわけにはいかない、そして大衡村のシリコンバレーを私もつくっていきたい、そういうような熱い思いがありましたので、企画としてこちら企画部門と財政部門を分けたいという思いがございました。

皆様から一番ご心配があったのは産業振興のことだと思います。そちらも、本当は私もきちんと分けたかったんですが、そのところはあまりにも多くしますと、やはり大変な、いろいろな、今人事の、あと予算問題とかですね、そういうものもありますので、今としてどうしてもやりたいことだけはやりたいという思いで、3つの課の再編を出したところであります。

これから1年かけまして、今回断念いたしましたので、皆様のご理解を得ることがで

きず断念いたしましたので、今回1年かけましてきちんとした皆様からのご理解を得るよう、財政面それからどのような内容になるかもお示しをしながら、機構改革を進めてまいりたいとそのように思っているところでございます。

議長（高橋浩之君） 佐々木金彌君。

10番（佐々木金彌君） 行政関係の課の配分とかそういったものに関しても、議会なり住民にとって分かりやすい、理解できるようなことでないと賛同を得られないと思います。また、この改革によっていわゆる課長職、あるいは課長補佐職、室長とかそういったものの変化、私も、今95人だということで、それぞれ課長、課長補佐、それから係長、主幹とか、そういった意味で拾ってみたんです。そのほかに、会計年度職員ということで150名近く、総体的に見るといるわけなんですよ。そういった中で、大衡村の人件費を賄ってきていると思います。その中で、どのように村長あるいは課長会議等、検討委員会で、どのような形で人間を配置していくのかと。それから、今までと同じ人件費で賄えるのかといったことの何らかのシミュレーションみたいなのがあるのかどうかという意味でお伺いします。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） 先ほども言いましたけれども、9課あるものを12にしたいという思い、もしかするとここ1年では、先ほども言いましたように産業振興のほうですね、こちらも分けたい部分がございますので、本当に、半導体企業が来るだけじゃなくて、大手だけが来るんじゃないで、それに関連の企業様が今回来ることになるかと思っていますところであります。そういう部分もありますので、そこも含めましてやっていきたいなと思っていますところでして、人件費としてシミュレーションしたかといいますと、人件費としてのシミュレーション、お金の面としてはまだしていないところであります。ただ、どのような内容を分けるとか、そういうようなことは課長会議では3回、あと課長会議以外では総務課長そして副村長、私とですね、あと財政課も入りましたかね、3人ですね、総務課長と3人で何度となくいろいろと議論をしたところでございます。

議長（高橋浩之君） 佐々木金彌君。

10番（佐々木金彌君） お答えいただいていないのは、今の人数でこれらの対応というのでできると考えての課の再編なのかという意味で改めてお伺いします。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） 今、シミュレーションとしてその人数でできるという形で進めている

ところでございます。

議長（高橋浩之君） 佐々木金彌君。

10番（佐々木金彌君） そういったものが進んでいるのであれば、村長は1年かけてやるということですので、私どもそれ以上に言えることないと思いますけれども、さっきも申しましたが、住民にも理解をもらえるような、そして村として企業対応あるいは産業対応、いろいろ住民生活がよくなるような組織づくりという意味で考えてほしいと。何でもそうですが、全て予算を伴うんだよということはいわれますけれども、それを度外視してもやらなければならないということも、半分ぐらいは分かるんです、私も。確かに現場を、現状を見ると、企画でも手いっぱいだと。デマンドでも空き家でもそっち側を本気になって全部やっている状態ではないと、私思うんですね。また逆に、いろいろな意味で、教育関係なんかは大衡村としては手厚いぐらい金かけているんだけれども、それでもいじめやいろいろな状態があると思うと、どうすればいいのかなというジレンマに悩んでいるところもあるわけですね。だから、村としてこういうふうにやりたいと思う機構改革、そういったものについて1年かけてじっくりやってもらうのいいですけども、でもその中でもやっぱり、村長ちらっと言いましたけれども、関連企業対策とか、県とのコンタクト、あるいは国から引っ張ってくる予算とかですね、そういった対策について強力にやらないと2年間で何も残らないのでは困るなという意味の意見を私持っていますので、改めてお伺いします。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） 本当に、企画財政のほうでは空き家対策、デマンドがやはりちょっと遅れているような形、財政のほうの部分で追われているという部分もでございます。本当に金彌議員の言うとおりでございます。

また、教育委員会につきましてもやはり手厚い部分があるかとは思いますが、一方でまだまだ子育て支援をしてほしい、いろいろな支援を厚くしてほしいというご意見もございますので、その様々なことをニーズに合わせるような形、そして皆様が本当にここで住んでよかったと思えるような施策をしていかなければならないと思っておりますので、今回半導体の推進室ということも考えましたけれども、今県のほうに1人村から派遣しておりますので、そちらのほうも、全然情報がまだない状況でありますので、状況のない中で半導体室というものを、大崎市様はつくったみたいでございませうけれども、大衡として今のところはまだ様子見の段階でいいのではないかなと思って

いるところでございますので、そういうところもご理解をいただきながら、住民生活がよりよくなるような方向で施策を考えていきたいと思っております。

議長（高橋浩之君） 佐々木金彌君。

10番（佐々木金彌君） やっぱり国なり県なりの意向というか、国の予算が3分の1もらえれば、今回も菊陽町みたいにそういった状態で来てもらえれば、大きく進むとは思いますが、すけれども、私どもとしてはそれを期待しながら自分たちのできることを進めなきゃないと。そういった意味で、今村長、私最後に聞かなきゃいけないなと思っている半導体の推進、これ県に1人行っているという状態ですが、そのコンタクトを取りながらとか、あるいは議会としても菊陽町あたりまで行って、住民と議会と執行部とそして企業と一体になって進められるような体制にしたいなと私自身は思っている状態なんですよね。私どもも、この任期期間中にぜひともこういったビッグチャンスをもたして、住民のためになるような、税金の入る企業が来るんだという意識の下にやりながら、逆に、それとは別に地道な生活のほうも一生懸命考えていかないと、企業さんオンリーでは駄目だなということで、このような質問をしてきたわけです。

最後に村長の、一番私ども住民が困っているのはやっぱりコンビニなり医療機関なり、そういったものね。リサーチやって、全然来られないという状態ではないと思うんですよ。そういった商業なりの推進、私は商品券とか一時的なものでないほうの安定したものが来られないかどうかという意味で何かお考えがあるかお伺いします。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） 五反田・亀岡の地区計画におきましては、沿道サービスというところが、沿道サービス地区がありますので、そこには457号線から50メートルという幅でそのようなコンビニだとか、あとドラッグストアですね、そういうようなことの商業施設が入るようなものを造っておりますので、皆さん多分、私のところにもたくさんのお客様が見えていますので、そのことが分かれば多分いち早く手を挙げてくださる方が、それとも公募によってするものなのか、そういうものもこちらでもいろいろと考えながらやっていきたいと思っております。

また、今回台湾のP SMCのウ社長様ですね、本村にも来ていただいております。そのときにお話ししたときには、大衡村といろいろな文化交流もしていきたいというお話もしていただきました。それはとてもうれしくて、今回、10月20日に万葉まつり、ふるさと祭り、両方合わせたようなお祭りをする予定でございますので、そこにも台湾の企

業様の関連の方々に来ていただいて一緒にお祭りも楽しみたいと思いますし、今後は台湾との姉妹都市提携とか、あと子供たちの人材育成、そういうもので子供たちをやはり台湾へ、海外にも行くような形でですね、物事をしていけないだろうかとか、そういうことも私も模索しながら、今後大衡村の一步大きな前進に行くような形で、大衡村シリコンバレー、病院、コンビニ、様々なことも考えながらやってまいりたいと思うところでございます。

議長（高橋浩之君） 佐々木金彌君。

10番（佐々木金彌君） 大企業にとっては、私ども経験すると、対象は大衡村でもないし、たかだか県でもないんだよと。東北地方あるいは全国的な規模で職種を集めるんだと。そして、住宅なんかについても大衡村に固定しませんと。職員の好きなどころに、補助金出しますから住んでくださいみたいなのが、多分大企業のやり方だと思います。そういったことを踏まえて、大衡村としてもこれからの対策を真剣に考えるような立場で、職員の方々を含め、我々も前向きに進めなきゃいけないと思いますので、改めて最後にお伺いします。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） そうですね。住民の皆様、そして議会の皆様、そして私たち職員、行政とやはり三位一体になりまして、様々なことを考えていく機会を設けることが一番だと思います。片方だけがいろいろな思いで行くとか、片方だけがどうするとかではなく、やはりその3つが同じ気持ちになったときにとってもいい形になると思いますので、そのような形に、ピラミッドになるような形で、頑張ったいと思っていますので、

議長（高橋浩之君） 以上で、佐々木金彌君の一般質問を終わります。

ここで休憩をいたします。

再開を2時25分といたします。

午後2時15分 休 憩

午後2時25分 再 開

議長（高橋浩之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

通告順位3番、文屋裕男君。

7番（文屋裕男君） 通告順位3番、文屋裕男でございます。一問一答方式でお願いしたいと

思います。

私は、農業関係について今回取り上げまして、村長の考えをお伺いするものでございます。今後の大衡村の農業の取組ということで1件目、2件目はため池の管理ということで、通告しております。

農家は、国が今度また、毎年のように示してきます減反政策、今はお米の収量だけを提示してきているわけなんですけれども、その転作政策の中でももう振り回されているというような状況になっております。米価はもちろんずっと上がらず、去年は少し上がったようなんですけれども本当に微々たるもので、ほとんど上がっていないというような状況が続いております。そしてまた、お米のほうは残念ながら年間10万トンぐらいつ減っている、消費が減っているというような状況になっております。

そんな中で、47%の減反率というのが我々に押しつけられている、農家に押しつけられているということでございます。さらには、先ほども出ておりました、金彌議員のところにも出ていますけれども、5年間水張りしなければ水田としてみなさないと。つまり水田を取り上げようとしているんですね、国は。こうした現状を踏まえて、大衡村の今後の農業の在り方というのを村長はどのように考えているか、その辺をお伺いしたいということです。

1つ目に、国で示した転作、その政策についてお伺いしたいということ。

それから、5年間水張りルールが与える農家への負担、佐々木議員と重複しないように質問しますので、その辺はよろしくお願ひしたいと思います。

それから、一番問題なのが高齢化です。高齢化による、もう田んぼ作れなくなっていくということですよね、その方々は。そうしますと、どっかにやらなきゃない。その委託面積がどんどんどんどん増加していく中で、村ではどのように対応していくかということ。

それから、自己保全管理、今しておるんですけれども、その地目は一体どうなるのかというのをお聞きしたいということです。

それから、2件目のため池の管理についてです。

村が所有するため池の管理は、現在、地元の農家がほとんど行っております。そして地元の農家の中でも、やはりここにも高齢化というのがどんどんどんどん忍び寄ってきているというような中で、本当に厳しい状況にあるということ、それがあります。本来は、ため池というのはほとんど村が所有しているわけですよ。その村が所有しているた

め池を、もちろん農家の人たちが水田に水を張るために使うわけなんですけれども、本当は村が管理するのが本来のやり方ではないのかなと私は思うんですよ。そういうことについてお伺いしたいと思います。

村が所有しているため池の数、それから防災ため池と認定している数、それをお聞きしたいのが、1つ。

それから、これからの10年後にそのため池、一体誰が守るのかということをお聞きしたい。どうなるのかということをお聞きしたいと思います。

以上、2件について、お伺いしたいと思います。

議長（高橋浩之君） 村長、登壇願います。

村長（小川ひろみ君） 文屋裕男議員の1件目の大衡村の農業の取組についての一般質問にお答えいたします。

まず1点目の、国で示した転作政策についてのご質問ですが、戦後の食糧不足から米の増産が続けられましたが、昭和46年になって米の生産量を抑制するために減反政策が本格的に実施され、自給率の低い作物を作る転作が推進されてきたところであります。平成30年産米からは、国による生産数量目標の配分が廃止され、現在では国が策定する需給見通し等の情報を踏まえ生産の目安を設定し、需要に応じた生産に取り組んでいただくとともに、水田をフルに活用した大豆や飼料米、収益性の高い園芸作物への誘導を図っているところで、農家の皆様方のご協力の下、大衡村においては生産の目安を超過達成している状況でございます。今後も、引き続き農家の皆様のご理解、ご協力の下、意欲を持って農業に従事していただけるよう努めてまいります。

次に、2点目の、5年水張りルールが与える農家への負担についてのご質問ですが、5年水張りルールにつきましては、令和3年12月からの厳格化に伴い、令和6年度以降、過去5年間、令和4年から令和8年までの間、連続して水稻の作付もしくは1か月以上の水張りが行われない農地については、水田活用の直接支払交付金の交付対象水田から除かれることとされております。

農家の皆様にとりまして、この5年水張りルールの厳格化は大きな負担を強いるものとして多くのご意見をいただいております、農政局に対しましても再三にわたって見直しを求めているところでございます。

しかしながら、現時点で見直しの動きはないことから、5年水張りルールに取り組む農家に対しては、大衡村地域水田農業推進協議会において村単独の助成を行うこととし

ています。また、畦畔の再構築や用水供給施設を再整備する農家に対して助成を行うことができるよう、環境整備支援事業補助金のメニューの追加を検討しているところがございます。

次に、3点目の高齢化による委託面積の増加とのご質問ですが、高齢化が要因と思われる委託面積についての数値は把握しておりませんが、高齢化が少なからず委託を行う要因の一つであることは間違いないと考えています。

現在、令和7年3月末までの地域計画策定に向けて、各地区において各農家の方々の5年後、10年後の農地の意向についてお伺いをさせていただいております。今後も守っていくべき農地の特定や、大衡村の農業を担う担い手が経営しやすいように集積・集約を進めていくことが策定の大きな目的の一つとなっておりますので、策定の過程の中で、高齢化による要因も含め、一層増加すると考えられる農地の委託を考えている方々の把握に努めてまいります。

次に、4点目の、自己保全管理地の地目はどうなっているのかとのご質問ですが、自己保全管理地についても地目は田のままであると思われまます。

次に、2点目の、ため池の管理についての一般質問にお答えいたします。

1点目の、村が所有しているため池の数とはのご質問ですが、平成31年に制定された農業用ため池の管理及び保全に関する法律に基づいて策定されているみやぎの農業用ため池データベースに登録されている村内のため池は122か所で、うち、所有者が村となっているため池は74か所となっています。

次に、2点目の、防災ため池に認定しているため池の数とはのご質問ですが、正式には防災重点農業用ため池という名称ですが、農業用ため池のうち決壊等により周辺区域に人的被害が及ぶことが懸念されるとして、法律に基づいて都道府県知事が指定したもので、県内では11か所が指定されています。

次に、3点目の、10年後のため池の管理はどう考えているのかとのご質問ですが、基本的には現在と変わらず、引き続きため池を利用される受益者の方々に原則管理をお願いしたいと考えています。なお、農業の水利に必要ななくなったため池については、管理上、安全上の観点から廃止も視野に検討していくこととしています。

以上です。よろしくお願いいたします。

議長（高橋浩之君） 文屋裕男君。

7番（文屋裕男君） 村長は議員時代、我々と一緒に議員活動したわけなんですけれども、女

性の方で、うちはお米も何も作っていないでお米は全部買って食べていると自慢しておったわけなんですけれども、それでもやはり農業には大変興味をお持ちで、産業教育常任委員会の委員として我々と一緒に活動してきたわけなんです。ですから、農業に関しては非常に関心を持たれる村長として、我々も期待をしているところでございますので、その辺よろしくお願ひしたいと思います。

今、冒頭で申し上げましたけれども、47%の減反を強いられているということは、約半分耕作できないということですよ。サラリーマンでいったらば47%給料カットされるというような状況になっているんですよ。47%もカットされるといったら、村長、どう思います。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） 現状、需要と供給ということがあるとは思いますが、その中で、国としてはやはりこれをせざるを得ないという部分が示された中で、47%の減反という形になっていて、これを農家の方々は、やはり、それでいいとする方もいらっしゃるかもしれませんが、ほとんどの方々はやはり大変な思いと申しますか、農家として、基幹産業として大衡村とやってきた中で、やはり農業に従事している、農業を一筋にやっている方々にとってはすごく大きな打撃ではないかと思うところでございます。

議長（高橋浩之君） 文屋裕男君。

7番（文屋裕男君） そんな大変な状況の中でも、やはり先祖から頂いた財産であるとか、水田であるとかということで、何とかそれにしがみついて、今こうやって農業をやっている方も大分おられると思います。これ、ちょっと村長に失礼かもしれませんが、1月から3月まで、ちょっとしたことで申し訳なかったんですけども、給料20%減額されておられる。20%減額されたということで、ご自身はどう思っているかお聞きしたいんですけども、それ、今まで全額もらっていたときと、20%、比べたときにどういうふうに思ったか、ちょっとその辺お聞きしたいんですけどもね。

議長（高橋浩之君） ちょっと通告外のような気がしますけれども、答えられるなら、村長。答えられなければ、否定しても構いません。

村長（小川ひろみ君） 今回、この減額に対しては、私の部下に対するいろいろな部分で足りない部分があったことでの自分の減額だと思っておりますので、これは致し方ないことと申しますし、それで今回皆様本当に、村民の皆様をはじめ議員の皆さんにご心配とご迷惑をおかけいたしました。やはりそのことに対する、私の、何て言えがいいんで

しょうね、私の減額でありますので、これは致し方ないことと感じているところでございます。

議長（高橋浩之君） 文屋裕男君。

7番（文屋裕男君） 大変失礼いたしました。

一頃、米価は2万円超えていたんですよ。今その半分ですよ。そしてまた47%の減反。そうしていきますと、専業農家を夢見た人たちが、やはり腰砕けになっている方もおられるんですよ。そうするとやはり、そういう方々からも今度は受託組合の人たちが受託しなきゃならないような格好になってくると、果たして全部が全部、今法人化なされている方たちに集めることができるんでしょうか。集めることができるかもしれないけれども、受け取ることができるのでしょうかというのが一番問題だと思うんです、これね。その辺はどのように感じていますか。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） 私が答弁いたしましたら、産振の課長にも答弁させますけれども、本当に専業だけでやっている数、そちらのほうも今答弁させますけれども、そちらがどのくらいいるものなのか。そして、今農業でやられている方々のお子様たちは、ほぼサラリーマンというか、農業をしないでいる方々がほぼ、多いんではないかなと思っるところでございます。

そんな中で、やはり今回、受け取る法人、そして自分で会社経営されている方々が本当に受け取ることができるかといいますと、そのところも、今回地域計画をしておりますので、その中で色分け、今回どのように考えているか、5年後、10年後をどのように見据えているかということをお聞きしておりますので、そこを見た上で、これからいろいろと考えてまいりたいと思っるところでございます。

議長（高橋浩之君） 産業振興課長。

産業振興課長（渡邊 愛君） ちょっと正確な数は、現時点でちょっと、現在押さえておりませんが、間違いなく少なくなっているというのが現状でございます。法人についても、数少ない中で、今後どういった経営になっていくのかといいますと、法人についても高齢化が進んでいるというのは間違いのない現状でございます。高齢の方々の農地を引き受ける法人も高齢化をしていくというような二重苦といいますか、そういった状況にさらになっていくと、拍車をかけていくという状況にあります。

ですので、今、村長申し上げましたとおり、地域計画ということでいろいろ皆様方に

ご迷惑といたしますか、アンケート調査、意向調査をさせていただいておりますが、そういった中の皆様方の意向を改めて把握させていただきまして、どういった、委託されたい方がどれだけいるかというところの実態も把握しながら、当然いろいろな国、県の補助要件等についても地域計画の策定が今後前提になってくる、さらには専業なり法人なりに特化した補助制度がどんどん進められていくということになりますので、そういったところに連動しながら、村としてもそういう法人等の支援等もしながら、何とか村の農業を維持していきたいと。そのためにも、現在、農家の皆様方に調査にご協力をいただいていると。これから、その調査を基に各地区の農家の方々のご意見をいただくということにしておりまして、その成果が地域計画という形になりまして、ご説明させていただいておるとおりこれがゴールではなくてスタートラインと、今後の大衡村の農業を見据えていくためのスタートラインに立つための地域計画づくりだということにご理解をいただければと思っております。

議長（高橋浩之君） 文屋裕男君。

7番（文屋裕男君） これからがスタートということですがけれども、今スタートしても遅いんでないかと思うぐらいこれは進んでいると思いますよ。大体、80歳になってまだ農業をやりますという、新しく、例えばですよ、水田を借り受けてやりますなんていう人、まずいない。もう今持っている機械が駄目だったら、俺は、私は農業を辞めますという方がほとんどなんです、今。現在、コンバインあるいは田植機、あるいはトラクター、今使っている機械が駄目になったら、もう俺は農業は辞めますと、そういう方々がいっぱいいる中で、今スタートラインに立ったというんですけれども、農業をやるために機械屋さん一生懸命投資しているんですよ、今の農家の人たちは。機械を買うときに、幾ばくかの補助金はあるかと思うんですけれども、それでも足りないというのが現状なんですよね。そういう中で、農業を守っていくというのは至難の業ではないかと私は見えています。皆さんどう考えるか分かりませんが、機械駄目になったら辞めますよという、そういう人がいっぱいいるという現状を見て、村長、どのように思います。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） 私の近くにも、やはり機械がもう駄目になったので、ほかの方々に、地域の近くの方に頼んだ方、そしてまた、年金生活の中で先祖から代々受け継いだ田んぼのために、その年金までも赤字の部分に補填している方々もいらっしゃることは現実だと把握しているところでございます。本当に、農業を取り巻く環境、そういうものは

厳しいものがあるんだなと思っているところでございます。

議長（高橋浩之君） 文屋裕男君。

7番（文屋裕男君） 先ほども申し上げましたけれども、高齢化によって頼みたいという人も、頼みたいと言っても今度はその受け取る人がいない。そうすると、その田んぼはどうなるのか。耕作放棄地になってしまう、誰も耕作しなくなる。先祖から頂いたその農地が逆に重荷になってくるんですよ、今度農家の人たちの。私は、ですからこういう重荷になってくるような水田を、耕作放棄地がどんどんどんどん増えていく中で、農振地域の見直しというのもしっかり必要になってくるのではないかなと思うんです。先ほど、市街化調整区域でなかなか建てられないというのと同じですね。私、見ていると、どうしても、耕作放棄地は村ではないという説明あったんです、この間。村にはないと。これは耕作放棄地じゃなくて自分たちが自主的に管理している、自己管理しているというような説明があったんですけれども、私としてはどうもあれは耕作放棄地でないかなと見えるところがいっぱいあるんですよ。そういうところが農振地域になっている。やっぱりそういうところも見直していかないと駄目じゃないかなと思って、今質問しているんですけれども、どのように感じるでしょうか、村長。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） 農振地域の見直しにつきましては、課長から答弁させます。

議長（高橋浩之君） 産業振興課長。

産業振興課長（渡邊 愛君） 現在の計画については平成8年の策定の計画ということで、相当な年数がたっている計画ということでございまして、昨今、先ほど来お話しいただいております半導体の工場の進出、遡ればトヨタ自動車の進出とかそういったものも、取り巻く環境等も平成8年当時から大きく変わっていると。さらには、令和6年、7年、8年、9年といったところで大きくさらには土地利用等も変わっていくという現状は、役場が言わなくても村民の方々お一人お一人も何か変わってくるのではないかと感じているかと思うところでございます。

そういったところで、先ほど来申し上げておりました地域計画によって皆様方のご意向、ご意見等も、意向調査もさせていただいているところでありますが、地域計画を策定しなければならない、義務化している、令和7年3月末までしなければならない。さらには半導体の大規模な工場の進出を控えているというところがありまして、村の土地利用、とりわけ農振地域の振興計画については、やはり見直しの時期には来ているとは

考えておりますので、それにつけてもですね、皆様方の、農家の方々のお考えをお示し
いただく必要がございますので、できるだけ多くの方といいいますか、できるだけ100%
に近い形で、今、農業委員、農地利用最適化推進委員、区長さん、実行組合長さん等
のお力をお借りして、今意向調査をさせていただいているところでありますので、当然こ
の調査の先、皆様方のご意見等いただく先に、そういった計画の見直しも視野に入っ
てくるというようにお考えいただければと思います。

議長（高橋浩之君） 文屋裕男君。

7番（文屋裕男君） そうですね。やっぱり、農振地域で転用ができないという人たちがおら
れるわけですので、その見直しというのはやっぱり今後必要になってくると思いますの
で、アンケート調査がどのように出てくるか分かりませんが、その調査を踏まえ
て、見直しというのを進めていただきたいと思いますと思いました。

5年間の水張りルールというの、先ほども佐々木議員にご説明あったわけなんですけ
れども、5年間の水張りルール、5年間水張りしなければ水田とみなさないと。そうす
ると、ここにはもう奨励金は出てこないよというお話でした。奨励金、本当に僅かばか
りですけども私も頂いております。ですが、私なんかよりも数十倍ももらっている
方々がいっぱいいると思うんですよ。そういう方々がこれをなくされた場合には、本当
に経営が破綻するんじゃないかなというぐらい重要な金額になっていると思うんですけ
れども、村長、工場から頂く税金、その税金で農業を守って農工併進というのを進める
と、以前の村長でそういうことを言った人がいたんですよ。やはり、今度半導体の会社
が来ると相当な金が入るんだよ、税金入るよという予測ですよ、これは。入ると決まっ
たわけではないですけども、予測なんですよ。もしかしたら、不交付団体になるん
じゃないかなというぐらいの勢いなんですけれども、そうした場合に、農業を守るため
にどのようにしたらいいか、そのお金を使ってどのようにしたらいいか。先ほども佐々
木議員が言っていましたけれども、黒川4市町村の中で一番ぐらいに大衡村は農業に手
厚い援助をしているんですよ。でもそれだけでも足りなくなってくるんじゃないかなと、
私思っているんですよ。その辺、村長、どう考えますか。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） 税収もまだまだどのようになるか、今回まだ、立地協定はいたしまし
たけれども、いろいろな契約とかそういうものも済んでいるところではございませんの
で、まだ見通しも分からない中でどうのこうの言うことは、多分これは未来の予測とい

うことを言いますといろいろなことの弊害が出てきたりすると思いますので、そのところは難しいご質問だなと思っているところでございます。

ただ、住民の方々には、農家だけじゃなく商業をやっている方々、また様々な業種の方がいらっしゃると思いますので、それを一部にだけ、形の中でやっていくような施策をするのがいいものなのかどうなのか、そういうものもいろいろとやはり考えていかなければならないところだとは思っているところでございます。

議長（高橋浩之君） 文屋裕男君。

7番（文屋裕男君） 2月27日ですか、河北新報の「声の交差点」というところで、こういうのが載っていたんですよ。増産未達なら罰金ということで、男性の方の投書なんですけれども、米、小麦、大豆などが不足する食料危機時に、政府が供給目標を設定、農業事業者を増産計画の届出を指示できるとし、従わない場合は20万円以下の罰金を科すという法案が、今国会に提出されるという、村長、所信表明の中で言っていましたよね、このことね。今度の国会に、これは28日です、次の日でした、次の日に政府の方針として国会に提出するということを決めたということ出ているんですよ。猫の目農政というの、聞いていますよね。ころころころころ変わるんですよ。国から示して、それを未達成したらば20万円以下の罰金取るとか、あるいは中に立入検査に入りますよといったときにそれを拒むとまた20万円以下の罰金取るといような、そういう、戦後間もない食糧危機の食料難のときの施策と同じようなことを、今、国がやろうとしているんですよ。農家が太刀打ちできますかね、こんなことやられたら。村長、どう思います。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） 私もその記事を見ました。また、28日の農業新聞で農業人口減少に対応ということで、衆議院の分科会での主なやり取りの中で、宮城県の庄子賢一先生とか早坂 敦先生とかがいろいろ質問されておりました。やはり、どんどん変わってきているんですね、国の方針が変わっている。やっぱり現場を知らないで、いろいろなことをやっている方々が多いんじゃないかなと私は推測しているところでございまして、やはりどんだんどんだん、ころころと変わる。先ほど文屋議員が言いましたけれども、減反しろ、今度は作れ、今度は水張りしないと田んぼは認めないよとか、どんだん本当に変わっていくので、本当にたまったものではないわというのが農家の方々のご意見でないかなと思っているところでございます。

議長（高橋浩之君） 文屋裕男君。

7番（文屋裕男君） その猫の目農政に私たちはずっと振り回されて、これまで先祖伝来の田んぼを守るために汗水垂らして働いてきたというのは、本当に、今の若い人たちから言わせれば「何でおやしんなことするのや」と言われるような、そんなような状況なんですよ。

答弁の中で、自己保全管理のは田んぼだと答弁されていました。地目変更しなければ田んぼのままなんですけれども、これ地目変更というのはできますか。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） 課長に答弁させます。

議長（高橋浩之君） 産業振興課長。

産業振興課長（渡邊 愛君） 一般的には、農地として転用等、あとは非農地の証明を願う出るとかそういったことでなければ基本農地のままということになりますので、田のままということになるかと思われま。

議長（高橋浩之君） 文屋裕男君。

7番（文屋裕男君） ということは、地目を変更したいですよとお伺いを立てればできるということですか。その証明書なりなんなりを作ればできるということですか。その辺ちょっとお伺いします。

議長（高橋浩之君） 産業振興課長。

産業振興課長（渡邊 愛君） 地目の変更の判断については、ちょっと当課の判断を超えるところがありますので回答はできないところですが、農業委員会の判断としては現地の調査とか、あとそこが1種農地なのか2種農地なのかとかですね、そういった白地、青地とですね、そういったところを判断して、転用なり非農地の判断というのはさせていただいておりますので、そういったところの判断の部分については農業委員会のほうで、申請をいただければ判断をさせていただくということになるかと思ひます。

議長（高橋浩之君） 文屋裕男君。

7番（文屋裕男君） 今、なぜこのことを質問しているかという、この次のため池のことも全部関連してくるんですよ。というのは、ため池の管理は今地元の方々がやっているわけなんですけれども、地目の変更なしで、水もかけられない、もうすっかり柳の木が生い茂っている、もう復旧なんていうのはとてもじゃないけれどもできそうもないような、そういう田んぼでさえも田として登録されているものですから、水利費も何も全部納めさせられるんですよ。全然使ってもいない水の分まで集金されるんですよ。水利

費というのを納めなきゃいけないというような状況になっているんですよ。ですから、この地目変更というのができるかと私聞いたんですけども。その土地の方々の考えでそのようになさっているんだと思うんですけども、それをやられていくといつまでたってもため池の水利から逃れることができないような状況になっているのが現状だと思うんですよ。その辺、聞いてみて、村長はどのように思います。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） ため池をもともとは使っていたと。そして現在は、柳とか雑木が茂っていても水利組合費といますか、その組合費を払わなきゃいけないという状況だというお話だと思いますけれども、その部分について村としてそういうところがどのくらいあるのかも、ちょっと、把握しているかちょっと私も分かりませんが、そういう現状がどのくらいあって、今後その対策として、これからどういうふうに、現状を把握した上で対策が取れるものなのか、そういうものも考えて行くような方向も模索していかなければならないのかなと思ったところでもございます。

議長（高橋浩之君） 文屋裕男君。

7番（文屋裕男君） 今現在、私の近くに2つのため池、その2つのため池は耕作者は誰もいません、今。全部減反して、それこそ自己保全管理というふうになっていますけれども、ほとんど柳の木でいっぱいです。その2つのため池を見ても、去年の台風17号ですか、あれによって山崩れで土砂で埋まってしまったんですよ。たしか、村で行って一回見ているわけです、そこは。ですが、そのまま放置されたままなんですよ。全然手もつけない、そのままなんです。あと、もう一つのほうは、私若いときに、たまたまそこまで行って見ていたんですけども、今はもう全然行けません、人間も通れないような状況になっていますから。そういうような状況で、もう20年以上もそのため池は見えていません。ですからもうどのようになっているか分かりませんが、まず荒廃していることだけは間違いないと私は思います。

そういったため池が、ぽつぽつぽつ出てくるような状況になってきた場合に、ここでは、答弁の中では、そういう要らなくなったやつを埋めてしまうというような、そういうような答弁だったんですけども、果たしてそういうふうになって大丈夫なんでしょうかね、それ。その辺ちょっとお伺いします。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） その件につきましては、課長から答弁させます。

議長（高橋浩之君） 産業振興課長。

産業振興課長（渡邊 愛君） 議員おっしゃる、大丈夫なのかとは何が大丈夫なのかはちょっと理解しかねるところがあるんですが、逆に言うと、今ご心配いただいたように台風とか大雨とかそういった被害で水が決壊してあふれると、そういったことが大変心配されるような、ため池には要素もございますので、逆に言うと、国、県等においても不要とつか使われなくなったため池については、そういった防災管理上、あとは管理の安全上ですね、そういったことも廃止をして、議員おっしゃられたように埋めるとかそういったことも検討の一つにしているというところがございますので、そういうご説明でございました。

議長（高橋浩之君） 文屋裕男君。

7番（文屋裕男君） そのように答弁されると、今私が例に出した2つのため池もじゃあそのように全部埋められてしまうのかなと思って質問したわけなんですけれども、やはり、土砂が入ってもう使い物にならないような状況になっているというような状況ですと、やっぱり心配なんですよね。そのため池が例えば決壊したとしても、大して大きなため池ではないので、家屋に水が上がる、床上浸水になるとかそういうようなことはまずないとは思いますが、ないとは思いますが、やはり今までずっとため池として使っていたところがそういうような状況になるということは、やっぱり心配なことは心配なんですよね。ですから、そういうところに少し手を加えることはできないのかなと思ったものですから質問したわけなんですけれども、いかがでしょうか。

議長（高橋浩之君） 産業振興課長。

産業振興課長（渡邊 愛君） ちょっと、一概にどうこうという話はできかねるところですけども、潰すと言ったのは極端なお話でございますので、そこに集まってくる水の状況とかあれば、当然その受皿としての池といいますか、そういった調節機能という面もなきにしもあらずだと思いますので、そこは個々の状況に応じて、いろいろ補助等も受けられればということも前提ではありますけれども、そういったところも確認しながら対応していくと。今どうするかというのはすぐには言えませんが、そういった事例については対応していくというような形で考えているところでございます。

議長（高橋浩之君） 文屋裕男君。

7番（文屋裕男君） 防災ため池11か所あると答弁であったわけなんですけれども、そういう防災ため池であっても今のような状況になるということはある得ると思うんですよね。

人がやっと通れるような状況になっていたとか、あるいは全然通れなくなったなどとか、そういうところを本当にこれからの高齢化の中で心配しているというところなんです。今、皆さん考えてみてもらうとすぐ分かると思うんですけども、今農業、農家の後継ぎであつてももう仙台に勤めに出ているとか、あるいはどこかの国へ行っているとか、そういうような方々がいっぱいおられるわけですよ。ほとんどと言ってもいいでしょうね。ですから後継者がいないわけなんです。その後継者がいないと言いながら、うちにいるからって、じゃあ「ため池の堤体刈りさお前出てけろや」って言えないんですよ。子供たちは子供たちの世界があるんですよ。人生があるんですよ。ですから、やはり日曜日になれば自分の子供と一緒にどこかへ行って、子供にいろいろなものを見学させたいとか、そういうような状況が、今、どこでもそうだと思うんですよ。そうすると、80歳過ぎても草刈り機背負って行かなきゃいけないですよ、今度は。草刈りというのはえらい重労働なんですよ、機械背負って草を刈るということは。ですから、80歳過ぎても行かなきゃいけないという状況をつくるようでは、ちょっとうまくないなと私思っているんです。

実は、前回でしたが、産業教育常任委員会の中でちょっと説明あつたんですけども、河川愛護ありますよね。河川愛護に1,000万円以上のお金を今回村で予算化なされていますよね。河川愛護もやはり高齢化の中でなかなか大変だということで、今回そういう措置をなされたと思うんですけども、ある方がこういうことを村に電話で聞いたそうです。「河川愛護というの、必ず出なきゃいけないですか」と聞いたらしいんですよ。

「いや、そういうことではございません」というふうに答弁なさったそうですけれども、このため池だってそうじゃないですか、村の所有物ですから。ですから私は、このため池に関してもそうした予算措置というのがあってもいいんじゃないかなと、私は思うんですけども、村長いかがですか。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） 河川愛護の件について、まずはお話しさせていただきたいと思います。

これは長年皆様から、議員の皆様からも住民の皆様からも河川愛護の高齢化、こちらは懸念されていまして、何かけがしたときどうするんだとか様々なことが、高齢化になってきているということもあまして、こちらは県の予算、村で予算化している部分ではなくて県の予算です。県でようやく予算をつけていただいたという……（不規則発言あり）村では出さないんです、県だけですよね、（不規則発言あり）村では550円、もと

もとのお金の分は出るような形ですかね。それとプラスアルファして、それにますますもっと大きなお金ということで県の予算がついたということになって、皆さんに配分されるということになります。

そんな中で、ため池にもそのことができないかというようなご質問だと思いますけれども、そのため池もできないかということが、今回文屋議員からのご質問でありましたので、今後それが、私何か言うと財源、財源って言っていつも言われますけれども、やはり財源がないことにはできないことでありまして、この河川愛護も財源のようやぐめどがついたということで、県からのお金が出たということもありますので、これからも、こちらのほうも、ため池のほうに、けれどもどのような形でできるものなのか。11か所あるのは牛野ダムと、団子沢溜池1号と楳田堤ですか、あと栴木堤、あと鶴ヶ巢溜池1号、2号、あと羽田利男というんですか、名前なんですかね、利男堤2号ですね、あと萱刈場堤1号、女達居溜池、あと柏木溜池、焼切溜池という11か所が村の防災用の重点のため池ということになっていますので、このところは多分これからもきちんと防災拠点としてやっていかなきゃないところだと思いますので、そのところもきちんとどのような形になっているかもこれから調査いたしまして、そんな中でいろいろと考えていきたいなと思っているところでございます。

議長（高橋浩之君） 文屋裕男君。

7番（文屋裕男君） 河川愛護、県からの予算がついたということ、これは県で管理している川は県から出ています。それから、村で管理しているところは村で出しますそうですので、よろしくをお願いします。

そういうことで、今後、河川愛護についてもだんだん理解が得られることだろうと思います。そのように、理解されるようにですね、ため池のほうにも回せるように、財源財源と言うかも分からないけれども、財源なんかできるから、そんな大げさなことでないんだから、大したことないんだから、私はそう思いますよ。村長はすぐできるから、考えるとそうですよ。

そういうことで、少し早いけれども、私は終わります。

議長（高橋浩之君） 答弁はよろしいですか。（「はい」の声あり）

以上で、文屋裕男君の一般質問を終わります。

ここで、休憩をいたします。

再開を15時30分といたします。

午後 3 時 17 分 休 憩

午後 3 時 30 分 再 開

議長（高橋浩之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

通告順位 4 番、早坂美華さん。

2 番（早坂美華君） 通告順 4 番、早坂美華です。通告に伴い一問一答で 2 件についてご質問いたします。

初めに、小中学校での子供たちの学校環境の現状といじめ問題についてと題し、ご質問いたします。

「村の宝」、将来を担っていく子供たち、将来のためにしっかりとした内容で学べる学校環境がとても重要だと思います。

1 村 1 校の大衡村、9 年間共に過ごす友達。核家族化が進み共働きが多くなってきた現在、親が忙しく子供に関わる時間が少なくなっているようにも感じます。インターネットやテレビゲーム、小さい頃から手にして見ているスマートフォンなどから簡単にいろいろな情報が得られる世の中になっています。また、それと同時に全国的にも年々増加しているいじめ・不登校問題は本村においても例外ではなく、データでも明らかになっています。不登校の未然防止策と初期対応は、子供たちへの声かけが必要であるとの見解も示されており、県ではみやぎっ子宣言、本村ではおおひらっ子 7 か条を掲げ取り組んでいます。そこで、本村の小中学校の現状についてお尋ねします。

1 点目、教育委員会での意見交換等の項目と頻度は。

2 点目、教育委員会で小中学校の授業参観をするメンバーと回数、その後の展開について。

3 点目、教員人数と教員研修の実績と今後の考えは。

4 点目、不登校生徒の人数は。

5 点目、いじめの把握状況と、村、学校の対応方法は。

6 点目、生徒が誰かに相談しやすい環境づくりができていますか。

7 点目、今後のいじめ・不登校問題を村としてどう考えているのか。

2 件目、本村で取り入れたクロームブックの活用状況についてと題し、ご質問いたします。

国がデジタル化を進め、文部科学省では教員の働き方改革を進めております。これか

らの時代は、学校教育においてもICT化を推進していかなければならないと思います。学習指導要領やアクティブラーニングにはクロームブックは欠かせないツールですので、その活用状況についてお尋ねします。

1点目、令和2年6月に取ったアンケート調査の送付対象者数・返信数・回収率は。

2点目、オンライン連絡・授業・宿題の実績は。

3点目、授業での使用頻度と活用方法は。

4点目、クロームブック使用状況を村としてどのように評価しているか。

5点目、村として今後のクロームブック活用についての展望は。

以上の2件について質問させていただきます。

議長（高橋浩之君） 教育長、登壇願います。

教育長（齋藤 浩君） それでは、早坂美華議員の1件目の小中学校での子供たちの学校環境の現状といじめ問題についてとの一般質問にお答えいたします。

まず1点目の、教育委員会での意見交換等の項目と頻度はとのご質問ですが、教育委員会と小中学校で定例の校長会を毎月行い、学校の教育活動及び児童生徒の情報交換、各種事業に関わる連絡をしております。

次に、2点目の教育委員会で小中学校の授業参観をするメンバーと回数、その後の展開についてとのご質問ですが、定例校長会の会場は小学校と中学校隔月にしており、その際に教育長、学校教育課長、参事が事業参観及び学校施設の確認を行っております。参事は週に一、二回授業の様子を見に行っております。

授業参観や学校施設の確認において対応が必要なことについては、小中学校の校長と共有し、教育委員会から助言をしておる状況となっております。

次に3点目の、教員人数と教員研修の実績と今後の考えはとのご質問ですが、教員数は、校長、教頭を含め大衡中学校は18人、大衡小学校は23人となっております。ただ、大衡小学校は育児休業取得者2名おりますけれども、代替の配置は現在1名のみとなっております。

教員研修につきましては、宮城県教育委員会主催研修事業があり、教員は教職経験段階に応じて必要な研修を受けております。教育委員会といたしましては、今年度8月に、小中学校教員対象のクロームブック活用支援ツール操作研修会を行っております。また、中学校教員による小学校授業参観と乗り入れ事業を4回、こども園・保育園の教員と小学校教員との幼・保・小連携研修会を2回行っております。

今後、教育委員会としましては、校内研修への支援及び外部講師を招聘した研修の実施、また研究推進校公開研究会への参加など、教員の研修機会のさらなる充実を図ってまいりたいと考えております。

次に、4点目の、不登校生徒の人数はとのご質問ですが、今年度1月末現在での不登校児童生徒数は、大衡小学校11人、大衡中学校20人となっております。

次に、5点目のいじめの把握状況と村学校の対応方法はとのご質問ですが、今年度1月末時点でのいじめの認知件数は、大衡小学校5件、大衡中学校2件となります。

対応方法につきましては、学校はいじめと疑われる行為を発見した場合や、児童生徒または保護者から訴えがあった場合は、いじめ対策、不登校支援担当者を中心に、事実確認や保護者への連絡、被害児童生徒の支援、加害児童生徒の指導方針を決めるなど組織的に対応します。事案について学校から教育委員会に毎月報告はありますが、内容によりましては学校から教育委員会へ即時報告があり、教育委員会は状況を把握し、学校への助言をしております。

次に、6点目の、生徒が誰かに相談しやすい環境づくりができているのかとのご質問ですが、小中学校では定期的に学校生活アンケートを実施し、早期発見、早期対応につなげております。

また、保健室の利用や、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用、面談活動の実施など、児童生徒が相談しやすい環境をつくっております。さらに教職員は、児童生徒の小さな変化を察知した場合、話を聞くなどの早期対応に努めております。

次に、7点目の、今後のいじめ・不登校対策を村としてどう考えているかとのご質問ですが、いじめはどの子供にも起こり得る、どの子供も被害者にも加害者にもなり得るという事実を踏まえ、児童生徒の安全を守り、いじめに向かわせないための学級・学校づくり及び人権意識の育成が必要と捉えております。そのためにも、学校、家庭、地域が一体となっていじめ防止に取り組んでいくことが必要であると考えております。

教育委員会といたしましては、大衡村いじめ問題対策連絡協議会で、学校、PTA、地域の関係機関の皆様と情報を共有し連携を図っております。また、今年度小学6年生の児童と保護者を対象に弁護士によるいじめ防止教室を実施しましたが、次年度もいじめ防止の事業を継続する予定としております。

不登校支援につきましては、不登校の要因や背景は多様かつ複雑であることから、不登校は特別な状況下で特定の児童生徒に起こるものではないとの認識が必要となります。

教育委員会といたしましては、学校復帰のみを目標にせず、児童生徒が自分の進路を主体的に捉えて、社会的に自立できるよう支援してまいりたいと考えております。学校、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、大衡子どもの心のケアハウス、福祉部局等との連携を引き続き重視し、一人一人の状況に応じた支援、教育の機会の確保に努めてまいります。

また、児童生徒が不登校にならない学校づくりに向けた助言、支援を行うとともに、家庭及び地域の方々との連携、協働体制の構築も検討してまいります。

次に、2件目の、本村で取り入れたクロームブックの活用状況について問うとの一般質問にお答えします。

まず、1点目の、令和2年6月に取ったアンケート調査の送付対象者数・返信数・回収率はとのご質問ですが、令和2年6月2日付文書で大衡小中学校の児童生徒の保護者を対象に実施したインターネット接続による家庭学習環境に関する調査では、対象者が527名、調査への回答者が455名、回答率が約86%となっております。

次に、2点目の、オンラインによる連絡・授業・宿題の実績はとのご質問ですが、中学校は原則毎日持ち帰りをしており、クロームブック等で連絡、授業配信、宿題に適時使用しております。授業配信は学級閉鎖中や生徒保護者から要望があった場合、また、不登校生徒に対しましては保護者と相談しながら行っております。

小学校についてはクロームブック等を使った連絡や宿題は今年度11月末時点ではほとんどまだ行っていないと把握しております。不登校児童生徒に対しては、保護者と相談して授業配信や連絡を行っております。

次に、3点目の、授業での使用頻度と活用方法とのご質問ですが、小中学校ともに昨年度より使用頻度は高くなっていると捉えております。

中学校においては、教科によって異なりますが、各教科の目標に応じた活用を進めており、課題解決学習、学習のまとめ、考えの交流などに活用しております。

小学校においては、学年と教科によって頻度は異なりますが、学年が上がると使用頻度も高くなります。各教科の目標に応じて使用していますが、特に社会科の総合的な学習の時間での課題解決学習、学習のまとめ、発表に活用しております。

次に、4点目の、クロームブック使用状況を村としてどのように評価しているのかとのご質問ですが、小中学校で違いはありますが、クロームブックを学習のツールとして使用することで使い方に慣れ、情報の収集やまとめの作成、発表など目的に応じて活用

できるようになってきたと捉えております。

中学校においては、互いに考えを交流することに活用し、学び合いにもつなげております。導入時よりも活用頻度や活用方法の幅に少しずつ向上が見られていますが、まだ十分とは言えない状況であると捉えております。

次に、5点目の、村として今後のクロームブックの活用についての展望はとのご質問ですが、ICT等を学習のツールとして有効に活用することによって、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図ることが求められております。教育委員会としましては、ICT等の活用は学習の基盤であると認識し、教職員の情報教育研修やICT支援員の派遣など、推進体制のさらなる充実を図り、主体的、対話的で深い学びの実現に向けた事業改善に取り組み、学力の向上につなげていきたいと考えております。

加えて、適切な情報活用能力の育成も必要であることから、保護者の皆様の協力をいただきながら、情報モラルの教育の充実も図ってまいりたいと考えております。

答弁については以上となります。

議長（高橋浩之君） 早坂美華さん。

2番（早坂美華君） 小中学校での子供たちの学校環境の現状といじめ問題について再質問させていただきます。

1点目についてですが、意見交換等で要望、問題点、相談などがあつた場合は、過去しっかりとした対応ができてきたかお伺いいたします。

議長（高橋浩之君） 教育長。

教育長（齋藤 浩君） 意見交換の中で、いろいろな課題とかそういった問題がございます。

それぞれ即時対応可能なもの、あるいはその解決までに時間がかかるもの、例えば施設の関係であるとそういった予算の関係等も出てきますし、そういったものによってですね、その中身についてはすぐ解決できるものと、なかなか時間のかかるものというのがございまして、そういったものについてもそういった課題が出た後に状況等についての意見交換を行っているということでございます。

議長（高橋浩之君） 早坂美華さん。

2番（早坂美華君） 教育委員会、各校長先生、各PTA会長がそろって話合いをする場はないのでしょうか。

議長（高橋浩之君） 教育長。

教育長（齋藤 浩君） 教育委員会事務局とという意味でしょうか、それとも学校の中でとい

う意味か、ちょっと分からなかったんですけども、小学校の校長、中学校の校長、あとはPTAの会長、PTA副会長、そういった方々といじめ問題の協議会であるとか、いろいろな協議会等で一緒になることがございますので、そういった中でそれぞれの課題についてそれぞれの立場からいろいろなご意見を出していただく、そういったような場合は、各協議会ごとに年に一、二回とか実施しているところでございます。

議長（高橋浩之君） 早坂美華さん。

2番（早坂美華君） すみません、質問のあれなんですけど、例えば教育委員長、学校教育課長など参事の方、あと中学校、小学校の校長先生、PTA会長、いじめ問題ではなく意見交換等をする機会はあるのでしょうか。

議長（高橋浩之君） 教育長。

教育長（齋藤 浩君） その中で教育委員会の事務局が入ってという意見交換会はございませんので、学校、校長等ですかね、PTA会長、そちらのほうでの意見交換というのは学校のほうで実施しているということでございます。

議長（高橋浩之君） 早坂美華さん。

2番（早坂美華君） それぞれの意見や要望、思いなどがあると思うので、3か月に1度など行う考えなどはないでしょうか。

議長（高橋浩之君） 教育長。

教育長（齋藤 浩君） それが3か月に1度なのか、半年に1度なのか、毎月なのか、そういったことも、そういった今までの校長とPTAのほうでお話をしている中で、教育委員会のほうと協議すべきといたしますか、情報交換するような必要性があるということであれば、そういったことの開催について検討させていただきたいなと思います。

ただ、そういった学校、校長等ですかね、PTA会長、そういった中で意見交換会をしながらですね、出ている意見等については毎月実施している校長会等で、そういった中での情報交換ということの中でその情報の共有は可能かと思っておりますので、それ以外で、実際のPTAの会長との生の交換といたしますか、そういったところの必要性については今後検討していきたいなと思っております。

議長（高橋浩之君） 早坂美華さん。

2番（早坂美華君） 話合いの必要性は、村長はあると思いませんか、ないと思われませんか。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） 要件によるとは思いますけれども、やはり学校現場で様々な問題点や、

そういうものがあつたときには即時対応し、そのような機会があると、やはり共有した認識の中で物事ができると思いますので、そういう場合には必要とは考えております。

議長（高橋浩之君） 早坂美華さん。

2番（早坂美華君） 全国的に見ても、現在の小中学校の義務教育課程だけではなく、教育現場において複雑化、多様化する問題を多く抱えていると思います。本村においても例外ではないと思いますが、昔と大きく変わってしまった現状において、教育委員会としても今までどおりの関わり方では十分ではなくなっているのではと思いますが、今後の対応や、さらなる関わり合いなどのお考えはありますか。

議長（高橋浩之君） 教育長。

教育長（齋藤 浩君） 教育につきまして学校教育、社会教育、全体の教育についてですけれども、時代、時代で変わるといのは、これは当然変わっていくものだろうと思っております。あと、そのときの対象者、児童生徒あるいは保護者、またはその保護者の保護者の代ですね、というところまでいろいろその年代、年代で、当時の学校の時代といひますか、小中学生の時代、そういったところの状況、課題と、保護者の世代のときと、今現在の小中学生の世代の課題、それぞれやっぱり違っていると思います。ですので、そういった流れの中で、今の子供たちに合うような環境といひますか、システムを構築するというのが非常に大事なことだと思っております、それが、その課題が複雑・多様化している、保護者の考えも本当に多様化しているという中で、意見交換をしながら大きな問題に発展しない、小さなうちにですね、そういったものを情報共有をしながら解決に向けていくということの取組、これは必要だと思います。その際に、教育委員会部局だけではなくて、やはり内容によっては今は福祉サイドのほうが入らないと、なかなか問題解決に進まないというような事案も多々出てきておりますので、そういった意味で、それが例えばさっき言ったPTAと小学校の話という話がありましたけれども、そういった情報の中で、そういったところに直接すぐに対応しなければならないようなことがあるのであれば、当然学校とPTAと教育委員会のほうにも情報をいただきながら、その福祉関係のほうとも連携を取って対応していくと、そういった形で、ケース・バイ・ケースという言い方がいいのかどうか分かりませんが、そういったことでしながら、またあとは通常の定例の校長会とかそういった中での意見交換をしながら、それ以外のところは随時で補完をしていくというような考え方も、これもありかなと思っております。

議長（高橋浩之君） 早坂美華さん。

2番（早坂美華君） 多様化している、複雑化している中で今後のさらなる関わり合いなどをちょっと聞いたんですが、ちょっと、次の質問に移らせていただきます。

2点目について伺います。

今年度の年度初めから終わりまで見てきて、実際に何か感じられたことがあればお願いいたします。

議長（高橋浩之君） ちょっと、すみません、早坂美華さん何を、もう少しちょっと詳しく。

2番（早坂美華君） 授業参観で風景を見ていて、例えば、年度初めはちょっとガヤガヤしていた雰囲気だったけれども、だんだんみんな先生の話を聞くようになってきたとか、そういう何か、成長とか感じられた部分があれば、伺いたいです。

議長（高橋浩之君） 教育長。

教育長（齋藤 浩君） やはり年度初め、特に低学年については落ち着かない状況が一時期見られる、またあとは高学年においても、特定のクラスということになるかもしれませんが、落ち着かないところがあったというところで、だんだん落ち着きを取り戻しつつはきていたなど。ただ、まだちょっと、年度末に向けてちょっとまた乱れてきているところもあるなど思っております。

ただ、この間ことばの教室の発表会というのがあって、そのときにちょっと早めに、お昼休みの時間中に行ったんですけれども、3年生、4年生、5年生、こちらの棟のほうですね、教室回ってみました。そのときに教室の中で、お昼の休憩時間なんですけれども、自発的に漢字の書き取りであるとか勉強とか、ノートに書き取りをしているお子さんがいたり、あとはグループになってその中でゲームをしたり自主的な遊びをしている、あとは廊下のほうでまたグループで遊んでいる、そういった休んでいる時間を有効に使っているといいますか、子供たちなりに使っているというところで、そういったみんななどというか、グループなんですけれどもそういったのに取り組んでいる。あと、縄跳びとかそういったところも、今、一生懸命やっていますので、校庭のほうではそういったことをやっているということで、勉強以外のところも、子供たちが子供たちらしい生活をしているというか、学校の過ごし方をやっているなど見ております。

ただ、授業の部分で抜け出しとか、そういった部分についてはまだなかなか解決できないところもあるんですけれども、全体としてはやはり、年度初めと現在については落ち着きというか、成長してきているなど見ているところでございます。

なお、日頃の授業については参事が見ておりますので、参事から答弁させます。

議長（高橋浩之君） 指導主事。

指導主事（福田美穂君） それでは、私が年度初めからこれまで授業参観に行っていた様子、子供さんたちの変容の様子についてお話をいたします。

4月、5月当初は新しい学年、新しい学級ということで、慣れるのに時間がかかったことと思います。低学年については、学校生活に慣れて次第に落ち着いて自分たちの学習ができるようになってまいりました。それから高学年、上学年でしょうか、4年生以上につきましては、なかなか事業に集中できないとか、それから離席があるということで課題がありました。しかしながら、そのところを、もちろん教員も自分たちの授業改善であったり、子供たちのサインのキャッチであったりそれを改めて確認をする、それからさらに保護者の皆様に大変ご協力をいただきました。PTAの皆様でお仕事の合間来ていただきまして、4年生以上のところを中心に見ていただいて、お子さんたちに声をかけていただいた。それから、地域の方々、企業の方々もありましたが、いろいろな方々との活動を今年度はたくさん取り入れました。コロナが5類移行になりましたので、学校のほうでもその関わりをこれまでの3年間以上に持ってまいりました。そのときの子供たちの様子なのですが、挨拶がしっかりできる。私が学校に行ったときも、おはようと言うとおはようございますと声をかけます。こんにちはと言うとこんにちはと声かけて、今日も来てくれたのなんていう声をかけてくれる5年生もおりました。それから、地域の方々との交流では本当に学ぼうという気持ちが、姿勢とか発言に現れております。役場の総務課が行った防災教室のときに、体験とそれからスライドということで5年生の防災教室を行ったんですが、そのときの主体的に取り組む姿、話を聞く、それから段ボールベッド作りとか、担架で運ぶとか、それを喜んでやる。あっという間にそれを組み立てたり、終わっていないところを手伝いに行ったりというところで。その後の感想発表も大変立派でしたし、振り返りといってクロームブックで振り返りを作ったんですけども、それも役場に届けてくれました。

このように、1年間を通して、どの学年と言わず、私は全体的に子供たちは少しずつではありますが、皆様の力を借りて成長してこられたなと感じております。

教育長申しましたが、まだまだ課題はがあると委員会のほうでは捉えております。先ほど早坂議員がおっしゃったように、子供さんたちの抱える状況、課題、それから家庭の持つ課題等いろいろ複雑化しておりますし、それに合わせて教育のほうも変えていかな

ければなりませんし、それが求められている。そのため、委員会は学校支援をより厚くしていきたいなと思っております。具体的に、授業改善であったり、ICTの授業支援であったり、あとは人的支援であったり、いろいろな面がございますが、そのところは従来とかかわらず変えていきたいと考えております。

議長（高橋浩之君） 早坂美華さん。

2番（早坂美華君） たくさん思うところがあったと思うんですが、そちらは小中学校での定例の校長会で意見などを発表されているのでしょうか。

議長（高橋浩之君） 指導主事。

指導主事（福田美穂君） 小学校、中学校の校長がおりますので、お二人には共通にお話をしております。

議長（高橋浩之君） 早坂美華さん。

2番（早坂美華君） 実際に授業風景を見ることはすごくいいことだと思いますので、今後も続けていただき、各校長先生や各PTAとも今後より一層しっかりと連携を図って行っていただきたいと思います。

次に、3点目についてお伺いいたします。

全国的に教員不足は深刻な問題になっています。公立小中学校の20校に1校は教員不足が発生しているとのデータも出ています。学級担任を正規職員だけでは充足できなくなっていたり、主幹教諭が学級担任を持っている事例も少なくありません。本村においては、しっかりとした教員人数の確保はできているのでしょうか。

議長（高橋浩之君） 教育長。

教育長（齋藤 浩君） 年度当初については、産休育休代替等については配置されておりましたが、その後、今現在は病休対応の代替がない状況となっておりますので、1名足りない状態で学校のほうの運営をしているということでございます。要求しているところに主幹教諭とか、そういった先生が担任として当たっているという状況でございます。

議長（高橋浩之君） 早坂美華さん。

2番（早坂美華君） 中学校の結果がまだ出ていないので、小学校のみで質問させていただきますが、12月に実施した大衡小学校保護者学校評価アンケート調査の結果は、村長、教育長はご存じですか。

議長（高橋浩之君） まず、教育長。

教育長（齋藤 浩君） その結果というのは、保護者学校評価の結果についてのお知らせとい

う意味でございますでしょうか。それについては手元に今ございます。

議長（高橋浩之君） 村長は答えられますか。大丈夫ですか。

村長（小川ひろみ君） 先ほど頂いて、見たところでございます。

議長（高橋浩之君） 早坂美華さん。

2番（早坂美華君） こちらの結果を見ての感想をお聞かせいただきたいです。

議長（高橋浩之君） 教育長。

教育長（齋藤 浩君） この結果ですね、非常に参考になるなとちょっと私見ておりました。

この中でいろいろな項目の質問ございますけれども、この中でやはり子供たちにすぐ学校の職員が対応しているのかとかですね、あと子供たちが毎日楽しそうに学校に登校しているのかとか、そういったような保護者の目線から見たその回答が寄せられております。こういったいろいろなところの問いに対しまして「当てはまらない」「あまり当てはまらない」というような結果が、大体20%ぐらい出ている問題も多いんですね。私が見る限りですけれども。それが、スマホの使い方とか、学習が習慣化しているか、そういったところが20%ぐらい当てはまらないというような形、あとは朝ご飯とかそういったところが、なっているかというところあるんですけれども、そういったところと、大衡小学校の中で気になる子供の割合が約20%と捉えているんですね。ですから、そういった保護者のほうで、こういったいろいろなところで課題になると思っっているような「当てはまらない」「あまり当てはまらない」と感じているところと、学校での気になるお子さんとかそういったところの数値とやや似ているので、何かちょっと関連性があるのかなと。こういったところは今後ですね、ちょっと掘り下げてみる必要があるのかなと思っって見ていたというところでございます。

議長（高橋浩之君） 村長、答弁できますか。

村長（小川ひろみ君） この結果を見まして、放課後に教える機会もつくってほしいという項目もございました。このことにつきましては、今、本村のほうでは学習塾というのをやっておりますけれども、それは期間限定の休み期間、長期休みの期間ということになっていますので、これからですね、丸森のほうではもう自分の町の予算で放課後の学習の支援という形でやっておりますので、そういうことが本村においてもできるものかということも模索することもできるのではないかなと思っっているところです。

また、できるところの一つとしては、お便りをメールやアプリなどで配信してほしい、こういうことも、もし今の時代のニーズに合うのであれば、こういうこともできるので

はないかなと思っっているところでございます。

また、役員の話合いの集まりなどは会社勤めなので参加できないこともあるということもありましたけれども、なかなか今からは学校、あとやはり生徒、そして保護者の方々、やはりそこも連携しなきゃいけないところがたくさんありますし、保護者のご理解も得なきゃならないことが多々あると思います。やはり保護者の方々も学校により一層関係性を持っていただきたい。子供たちのためにも、そのような形で、授業参加の後の学年PTAなどには参加率をどんどん増やしていただきたい、そのように考えているところでございます。

議長（高橋浩之君） 早坂美華さん。

2番（早坂美華君） そちらの自由記載欄には、このようなことが書かれていました。「授業が分からない子も気にかけてほしい」。先ほどおっしゃったように「放課後に教える機会もつくってほしい」「学年が上がるにつれて勉強の遅れが心配」「授業中に立って歩いたり、うるさくして授業が中断することがあるようだ。該当のお子さんの親への報告や対応をしてほしい」「教職員の配置に疑問がある」「教職員の態度や子供に対する接し方が悪い」「いじめ問題解決の行動をしていない」「今の学校という教育現場に幻滅している」などと厳しい声がありました。こちらの声について、村長、教育長はどのように思われますか。

議長（高橋浩之君） 今の質問、一つ一つ回答しなくていけないですか。（不規則発言あり）
それでは、教育長、総括的な考え、まず。

教育長（齋藤 浩君） 項目6というのは、教職員についてという項目でしたかね。そこに対する自由記載ということでございますので、そういった厳しいご意見があるというのを真摯に受け止めて、学校の教職員の対応の仕方であるとかそういったことについては、当然こういったご意見がありますよということは教育委員会でも承知をしておりますので、校長会であるとかいろいろな学校に訪問する際に、指導といいますか、助言といいますか、そういったことをしながら、信頼される学校ということを施政方針の中でも申しておりますので、そういったふうになるようにしていただきたいと考えているところでございます。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） 6項目の、これは教職員について、教職員は子供たちが分かりやすい授業をしているかというような質問でございました。この中で、保護者の方々からこの

ようなご意見があったということは、私もそのところでこのように思う方がいるということは現実的にあるんだなということを確認したところでございます。

ただし、先ほど指導主事の福田参事が言ったように、やはり教職員の先生方も一生懸命やっているということで、頑張っているところは見えるということで、一番学校に行っている参事でございますので、その中で今後も、この厳しいといえれば厳しい言葉でもございますので、これをやはり新年度から新しい形で、教職員の方々も心新たにしながらやっていっていただきたいなと思うところでございます。

議長（高橋浩之君） 早坂美華さん。

2番（早坂美華君） アンケート結果では厳しい声もありましたが、時代の変化もあり、先生方はとても大変だと思います。その中で、教員研修につきまして、令和5年度の平均回数をお伺いいたします。

議長（高橋浩之君） 教育長。

教育長（齋藤 浩君） 参事から答弁させます。

議長（高橋浩之君） 指導主事。

指導主事（福田美穂君） すみません、早坂議員、平均回数というのは、何の平均回数……（「研修会に参加した」の声あり）先生方の参加率でしょうか。分かりました。

宮城県が行っている研修で、先ほど教育長が申し上げた経験段階に応じた研修というものがありまして、それで1年目から3年目までを初任者研修と捉えておりまして、そこは教員1年目から3年目の先生結構回数多くあります。あとその後は、10年経過研修、あとは20年ということで、あと5年もあります。ということで、経験段階ごとにありまして、それに該当する教員が参加しているという宮城県の法定研修がございます。

あと、別に村としてさらに先生方に研修の機会をとということで、先ほどお話ししたクロームブック研修、あとは小中一貫した指導方法を共通認識するための小中教員一緒の授業の授業参観、乗り入れ、その後の研修、あとは幼・保・小研修ということで、その回数を行っています。よろしいでしょうか。

議長（高橋浩之君） 早坂美華さん。

2番（早坂美華君） 全国的教員不足の中、限られた人数で先生方の負担は多いと思いますが、来年度は積極的にいろいろな教員研修などに参加していただけたらなと思います。

次に、不登校生徒の人数についてお伺いします。年々増加していることに対し、率直なご意見とお考えをお尋ねします。

議長（高橋浩之君） 教育長。

教育長（齋藤 浩君） 率直なといいますと、なぜこんなに増えてくるんだろうなど。児童生徒を取り巻く環境、あとは本人とですね、あとは学校の雰囲気等いろいろな原因といたしますか、ことがあって不登校になるんだと思いますけれども、それが人数的に増えてきているというところがなぜなんだろうと。これは大衡だけではなくて、本当に、先ほど言われたように全国的、宮城県、そういったところも全部増えてきているということは、今の社会の情勢といたしますか、そういった中で、こういったふうが増えてくるような状況が根本的にどこかにあるんじゃないかと私はちょっと思っているんですけども、なぜこういうふうが増えてくるのかも現在分かりませんが、それぞれのいろいろな理由によって不登校になっているんだというふうに捉えているということでございます。

議長（高橋浩之君） 早坂美華さん。

2番（早坂美華君） 不登校になりつつある生徒に対し、学校と村の対応についても一度伺いたします。

議長（高橋浩之君） 教育長。

教育長（齋藤 浩君） 参事に答弁させます。

議長（高橋浩之君） 指導主事。

指導主事（福田美穂君） 早坂議員がおっしゃるとおり、初動が大事と考えております。そこで、小中学校と確認しておることでございますが、小学校、中学校ともに学校生活アンケートということを行っておりまして、そこで子供たちの記載があった場合には、すぐ聞き取りをしたり対応に臨むということを行っております。

あと、小学校につきましては、お子さん1人が担任だけでなく養護教諭、それから生活支援員にもお話ができるような状況をつくっております。そこでSOSがあったときには、誰にでも伝えていいんだよというところを声がけしているところです。また、家族にもつらいこと、嫌なことがあったら伝えていいんだよというところも伝えていくところです。

中学校におきましては、学校生活アンケートでの実態把握、聞き取りの実施以外に、逐次、多感な中学校時期でございますので、生徒の要望があった場合、あるいは教師のほうであらうと思ったときには声をかけて、面談活動を行っております。

以上です。お願いします。

議長（高橋浩之君） 早坂美華さん。

2番（早坂美華君） 不登校になる原因が複雑化、多様化する中で、初期対応が大事だと先ほどもおっしゃっていましたが、大衡村ではスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、心のケアハウス「ききょうルーム」などがあると思いますが、生徒、保護者の方の利用状況についてお伺いたします。

議長（高橋浩之君） 教育長。

教育長（齋藤 浩君） それぞれいろいろな相談を受けておりまして、今、手元に件数が、件数については参事から答弁させます。

それぞれであったり一体であったり、先ほどケース会議という形で併せてというお話をさせていただいたかと思うんですけども、みんなで集まってその情報を交換して対策を練ったり、あとアセスメントというのが大事なのでそういった共通認識ですね、早期にすると、そういったところをみんなでやっているというところがございます。

件数等については、参事から答弁させます。

議長（高橋浩之君） 指導主事。

指導主事（福田美穂君） スクールソーシャルワーカーの実績なのですが、昨年度のもので。今年度のはまだ取りまとめの過程でございます。件数としては、いろいろな内容がございますが63件です。内容として多いのは、一番が友人関係と、それから次に家庭環境の問題と不登校等ということであります。

それから、スクールカウンセラーにつきましては、1月末現在ではございますが、小学校で相談件数が児童63人、教員89人、保護者63人、それから中学校におきましては生徒58人、教員17人、それから保護者が58人ということで、4月から1月までの延べ人数となります。

議長（高橋浩之君） 早坂美華さん。

2番（早坂美華君） 先月に大衡子どもの心のケアハウス「ききょうルーム」からのお知らせというお便りを小学校から子供がもらってきました。不登校はいつ直面するか分からないので、こういった相談会をやっていますとのお知らせは保護者の助け船ともなっていると思いますので、定期的にお知らせしていただきたいと思います。

次に、5点目について、移らせていただきます。

毎年、宮城県でみやぎ小・中学校いじめ問題を考えるフォーラムというのを開催されていると思いますが、参加はされているのでしょうか。

議長（高橋浩之君） 教育長。

教育長（齋藤 浩君） 参加はしております。内容については参事から答弁させます。

議長（高橋浩之君） 指導主事。

指導主事（福田美穂君） 小中学校参加しておりまして、他市町との交流を深めて、いろいろな他校の取組を参考にして学校に帰ってきております。

議長（高橋浩之君） 早坂美華さん。

2番（早坂美華君） 参加の学年と人数などって、学年全員で行っているのか、何人かで行っているのかというのを伺います。

議長（高橋浩之君） 指導主事。

指導主事（福田美穂君） 小学校1名、中学校1名ということで人数が決められております。

議長（高橋浩之君） 早坂美華さん。

2番（早坂美華君） 先ほどお話のありました子供たちに対していじめなどのアンケート調査を定期的に行っているとありましたが、令和4年度、令和5年度は年何回行ったのでしょうか。

議長（高橋浩之君） 指導主事。

指導主事（福田美穂君） 小学校は、昨年度はちょっと確認しておりませんが今年度は毎月行っております、小学校ですね。中学校も毎月行っていると聞いております。

議長（高橋浩之君） 早坂美華さん。

2番（早坂美華君） アンケート調査を通して、先生の見えなかった部分や、本当は聞いてほしいけれども言えなかった子もいると思うので、アンケート調査はすごく大事だと思うのでこれからも続けていってほしいと思います。

次に、すみません、飛んで、本村で取り入れたクロームブックの活用状況について再質問させていただきます。

1件目の、アンケート調査にてインターネット接続環境にない家庭の件数、それに対してどのような対応をしたのか伺います。

議長（高橋浩之君） 教育長。

教育長（齋藤 浩君） インターネットの接続状況、Wi-Fiの接続状況というところについてのアンケートを取ってございまして、そちらで対応ができない家庭につきましては村からWi-Fiルーター、こういったものの貸出事業をやってございまして、そちらのほうのご案内をさせていただいて、実際貸出しを行っているということでございます。

議長（高橋浩之君） 早坂美華さん。

2番（早坂美華君） 貸出し件数と、貸出しに期間はありますかお伺いたします。

議長（高橋浩之君） 教育長。

教育長（齋藤 浩君） 一応年度ごとに区切って、継続ができるような形にしておりますが、当初14の貸出しがありましたが、今現在は2件の貸出しという、貸与という形になってございます。

議長（高橋浩之君） 早坂美華さん。

2番（早坂美華君） 答弁にありましたが、不登校児童に対しては保護者と相談して授業配信や連絡を行っておりますとありましたが、実績はあるのでしょうか。

議長（高橋浩之君） 教育長。

教育長（齋藤 浩君） ネットを通じた配信は行ってございます。小中学校両方ともですね、実績がございます。

議長（高橋浩之君） 早坂美華さん。

2番（早坂美華君） オンライン授業などができるようになりますと、やっぱり不登校生徒の授業参加や、長期病欠時などすごく助かると思うので、それを多くしていけるようにしていただきたいと思います。

中学校では実績があるので、小学校でも毎日ではなく長期休みに家に持ち帰り、少しずつ宿題などを出し、タブレットに多く触れることで慣れていくと思いますが、その点どうでしょうか。

議長（高橋浩之君） 教育長。

教育長（齋藤 浩君） 委員会側としては、せっかく用意したタブレットでございますので、できるだけ家庭への持ち帰り等については推奨しているところですが、なかなかモラル関係とか、そういったところが小学校の低学年ですとなかなか難しいところとかもございまして、そういったところの状況を見ながら学校で判断しているという状況ではございます。

ですが、やはり学校で対応しているこのクロームブック以外にも、小学生低学年でも保護者のスマホとかそういったものでも、ネットの中にはもう身近にもなっておりますので、あまり心配することだけで貸さないということではなくて、使いながらそういったモラルの部分についても保護者と一緒になってお勉強しながら対応していくような方法で、委員会のほうとしては進めていきたいなと思っておりますのでございます。

議長（高橋浩之君） 早坂美華さん。

2番（早坂美華君） 確かに、持ち帰りで不安要素もあると思いますが、そうしますとやはりいつまでたっても現状変わらず、ほかの学校との差が開いてくるとお思いますので、いろいろ話し合いをしながら、少しずつでいいので持ち帰りできるようにしていただきたいとお思います。

次に3点目です、クラスによってどれだけの使用差があるか把握されていますかという質問をさせていただきますが、クラスによって使用差がありますとやっぱり学年が上がったときに個人個人で個人差が出てしまって、ついていけない、ついていけないという問題も出てくるとお思います、その辺何かお声がけなどはされているのでしょうか。

議長（高橋浩之君） 教育長。

教育長（齋藤 浩君） 小学生と中学生ではまるっきり多分違うんだとお思いますけれども、中学校はほとんどの生徒がもう使いこなして、先生のスキルをはるかに超えている子供たちが多いたお思っております、それを学習面で活用していくようにしていただくのがいいのかなとお思っております。小学校のほうは、なかなか活用のところのスキルの部分とか、さっき言ったモラルの部分とかそういったものが、学年が上がってくると確かに差が開いてくるとおいうことにはなりますが、その差を先生たちのほうが上手に教えるスキルというんですかね、その指導できるスキルというのをやはり高めていかないと、なかなか全体的な底上げというか、遅れる子のほうの指導、支援にならないこともありますので、教育委員会のほうの独自の研修としてのICTの研修を、次年度ですね、さらに充実させようとお思っておりますので、そういった中でそういった指導の方法についても指導していきたいなとお思っております。また、宮城県も今回指導のためのガイドブックというの、指導者用というのを今度令和6年2月に作ったんですよ。そういったものを今度作られましたので、そういったものを活用しながらさらにメディアとの付き合い方、ICTの使い方、そういったものをですね進行していきたいなとお思っているところがございます。

議長（高橋浩之君） 早坂美華さん。

2番（早坂美華君） 最後、4点目と5点目をまとめて再質問させていただきます。

本日質問の各問題に関連すると思うのですが、教育現場にICT化を進めることにより、業務の効率化であったり、不登校問題の対応に寄与するものとお考えますが、村長、教育長はどのようにおられますか。

議長（高橋浩之君） まずは、教育長。

教育長（齋藤 浩君） 教育現場の小中学生の学習、あるいは生活支援、あとは学校、教職員の校務ですね、そういったものについてもこのICTとの非常に効率がいいと思ってございます。

本日の河北新報に載った記事をちょっと見ていたので、この中でこれからの使い方もこういうのだなというところがあったので、ちょっと言わせていただきますと、不登校リスクをAIが予測という記事が今日の新聞に載ってございまして、このAIを使っていろいろなデータ、児童生徒のデータを入力すると、その子が不登校になる確率というものが出てくるというような、今実証実験が行われているというようなものが出てきております。そういった、先生たちの経験年数とかそういったところに頼っているところもまだまだ教育現場あるかなと思いますけれども、そういったところを支援するためにも、やっぱりICTの技術、AIの技術ですね、そういったものが教育現場に活かされていくということが今後必須になってくると思いますので、そういった面で、やはり教職員のICTスキルの研修等についてはもう必須になってきていると思ってございますので、当然進めていきたいと思っておりますのでございます。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） 教育長が言ったことに尽きるとは思いますけれども、このICTの活用は、やはり、今回コロナ禍によりましてとても急速なスピードでみんなに、学校全国一斉にタブレットが皆さんに波及したということがございましたので、これはそこについていけない先生方が本当に多々あったと思います。今は、三、四、五年と月日がたつ中で、いろいろなスキルのアップもしていかなきゃいけませんし、これが現状ICTの活用をどんどんしていかなきゃいけない部分でもありますし、また早坂議員さんが言ったように、これから不登校の子供たちがやはり学校に行けないのであれば、家庭の中でこのクロームブックを使った中で学習ができるのであれば、わざわざ学校にぎりぎりというか、家庭の事情もあるでしょうから、そういう部分でやはり難しい部分を補うために、このような形になっていくのもあるとは思いますが、なるべくなら、本当は学校において共同生活の中でいろいろなことを覚えながら、このICTのことも覚えていくということが大切だとは思いますが、強制をするものでもありません。実際に、不登校というのは、家庭一人一人、家庭の方が一番つらい思いをしております。私も、一番上の子供るときやはり不登校の経験もございます。そのときは一緒に泣きました。やっぱりそのくらい、やはり家庭にとってはとっても重い問題でありますので、

今後ですね、こういうこともないようというか、少しずつですね、皆さんといろいろなことを共有しながら、いろいろなところで皆さんで話し合いをしながら、いろいろな解決の方向に向いて行って、大衡小学校の子供たちが本当に明るく笑顔でいられることをこれから願っているところでございます。

議長（高橋浩之君） 早坂美華さん。

2番（早坂美華君） いろいろな質問をしてきましたが、これからも子供たちが元気に、そして安心ができる教育現場、教育環境にしていただきたいと思います。

最後に村長の、大衡の子供たちへの思いを聞いて終わりたいと思います。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） 私は、子供たち、これは本当に大衡の宝物だと思っています。私は、自分の孫そして子供、子供ではもうないですね、孫だと思ってですね、やはり本当に自分の家族同様だと思ってこれからも接していきたいですし、こども園に行きますとひろみちゃん、ひろみちゃんと言われる、村長じゃなくてひろみちゃんと言われるようなこともありますので、やはり身近な存在として、これからも子供たちに接していきたい、そのように思って、これからも子供たちの成長を見守って、宝としてこれからも守っていききたい、そのように思っております。

議長（高橋浩之君） 以上で、早坂美華さんの一般質問を終わります。

ここでお諮りします。これで本日の一般質問を終わりとし、引き続き明日も一般質問を続けることといたします。これに異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。したがって、本日の日程はこれで全て終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでございました。

午後4時30分 散 会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

大衡村議会議長

署名議員

署名議員